

平成15年 第4回沼田町議会定例会 会議録

平成15年12月17日(水)

午前10時02分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	吉 田 好 宏	議 員	1 番	杉 本 邦 雄	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員
	4 番	久 保 寛	議 員	5 番	津 川 均	議 員
	6 番	山 田 英 次	議 員	7 番	上 野 敏 夫	議 員
	8 番	絵 内 勝 己	議 員	10 番	中 村 保 夫	議 員
11 番	野 道 夫	議 員	12 番	橋 場 守	議 員	
13 番	大 沼 恒 雄	議 員				

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	西 田 篤 正 君	監 査 委 員	岩 寺 一 之 君
教育委員長	高 松 慶 子 君	農業委員会会長	中 山 勝 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	市 橋 忠 晴 君	収 入 役	藤 間 武 君
総務課長	金 子 幸 保 君	地域開発課長	生 沼 篤 司 君
財政課長	辻 山 典 哉 君	農業振興課長	矢 野 潔 君
住民生活課長	辻 広 治 君	建設課長	神 憲 彦 君
和風園園長	中 村 幸 雄 君	旭寿園園長	田 中 聡 君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	篠 田 繁 彦 君	次 長	金 平 嘉 則 君
-----	-----------	-----	-----------

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	松 田 剛 君	議事係長	浅 野 信 行 君
------	---------	------	-----------

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	決算特別委員会決算審査報告
	産建民生常任委員会決算審査報告
	議会運営委員会所管事務調査報告
	総務文教常任委員会所管事務調査報告
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
議案第 72 号	調停の提起について
議案第 73 号	平成 15 年度沼田町一般会計予算補正について
議案第 74 号	平成 15 年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算補正について
議案第 75 号	平成 15 年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算補正について
議案第 76 号	平成 15 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 77 号	平成 15 年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第 78 号	平成 15 年度沼田町老人保健特別会計補正予算について
議案第 79 号	平成 15 年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
議案第 80 号	平成 15 年度沼田町水道事業会計補正予算について
同意第 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意第 4 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
請願第 5 号	年金改悪反対、大增税の中止を求める「意見書」採択の請願について
請願第 6 号	I L O 勧告に基づく J R 採用差別事件の解決を求める「意見書」採択の請願について
請願第 7 号	イラクへの自衛隊派遣反対に関する請願について
意見案第 11 号	年金改悪反対、大增税の中止を求める意見書（案）について
意見案第 12 号	I L O 勧告に基づく J R 採用差別事件の解決を求める意見書（案）について
意見案第 13 号	季節労働者の冬期雇用援護制度に係る意見書（案）について
意見案第 14 号	町村合併と地方自治に関する意見書（案）について
発議第 4 号	広域行政及び合併等調査特別委員会の設置について

《前段、空知町村議会議長会からの表彰伝達》

- ・議員 8 年以上（5 名）野議員、山田議員、杉本議員、室田議員、大沼議員
- ・議長 4 年以上として、吉田議長（発表のみ）

開 会 午前 10 時 02 分

（開会宣言）

○議長（吉田好宏議長）これより、本日をもって招集されました平成 15 年第 4 回沼田町議会定例会を開会いたします。定数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（会議録署名議員の指名）

○議長（吉田好宏議長）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、2 番 横山議員、7 番 上野議員を指名致します。

（会期の決定）

○議長（吉田好宏議長）日程第 2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。橋場委員長。

（橋場委員長 登壇）

○委員長（橋場 守委員長）おはようございます。平成 15 年第 4 回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。

去る 12 月 11 日、午後 3 時より議会運営委員と正副議長出席のもとに開催致しました。事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、今定例会に提出される案件として、諸般報告 2 件、委員長報告 4 件、一般質問、町長に対するもの 8 人 15 件、教育長に対して 2 人 4 件の計 19 件であります。平成 15 年度補正予算案 8 件、一般議案 1 件、同意案件 2 件、計 3 件。また、議長に提出されました請願書、陳情書、意見書等、11 件の内 5 件につきましては、上程すべきものとして取り扱うことで、意見の一致をみたところであります。

以上、付議事件全般について審議しました結果、今定例会の会期としては、本日 17 日より 18 日までの 2 日間とすることで意見の一致をみました。
以上、申し上げます。議会運営委員会の報告と致します。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）お諮り致します。本定例会の会期は委員長報告の通り、本日から18日までの2日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から18日までの2日間に決しました。

（議長の諸般報告）

○議長（吉田好宏議長）日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出致しましたので、ご覧願います。

（決算審査報告）

○議長（吉田好宏議長）日程第4、決算特別委員会の決算審査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。杉本委員長。

（杉本委員長 登壇）

○委員長（杉本邦雄委員長）委員会の決算審査報告。平成15年第3回沼田町議定例会において、設置され、付託された案件について、審査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告する。

〔以下、審査報告朗読〕

○議長（吉田好宏議長）委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番（橋場守議員）私は、決算審査の中でも申し上げましたように、この決算には、反対の立場をとっております。それは、去年の補正予算の中で、人事院勧告に基づく公務員の賃金の切り下げがありました。私は、これは世の中の進歩する上で、悪循環である。そういう立場から認められないと、これは町長はやらざるを得ないんでしょうけれども、やはり、これは間違いであるという立場の元でですね、やるべきだと、そういう立場から私は反対を致しました。それで、決算に賛成したのでは、ちょっとつじつまが合わなくなりますんで、反対申し上げます。人事院は、物価が下がったから、不景気のもとで物価が下がったから、公務員の賃金もそれにスライドでなくて引き下げると見合った分に引き下げるという事でありましてけれども、私は、このような不景気をもたらした原因について、人事院はしっかりと審査をして、把握をして、国民に知らせるべきだと思うんですね。これは悪循環を来す

ぞという立場で、私は表明をしましたが、今日の新聞にみられるように来年の春闘に先駆けて経団連は賃金の引き下げも検討すると全くこれまで有史以来無い事が、今、審査されようとしているんですね。検討されようとしています。私は、まさに社会進歩から言うと悪循環、ますます景気を悪くする、そういうものであるというふうに考えています。そういう立場から、これは労働組合の問題ですけれども労働組合の皆さんも、日経連に甘くみられないようにがんばって、世の中を良くするためには、自分達の賃金を上げろと自分達だけでなく、他の労働者の生活を守ろうとそういう立場で連帯した組合運動が必要だと思うんですが、それらはさておいて、まずそういう訳で、この決算には反対を致します。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。お諮り致します。日程第4、決算特別委員会の決算審査報告を原案の通り決する事に賛成の方、挙手を願います。挙手多数であります。よって、本案は原案の通り決しました。

（決算審査報告）

○議長（吉田好宏議長）日程第5、産建民生常任委員会の決算審査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。室田委員長。

（室田委員長 登壇）

○委員長（室田俊朗委員長）委員会の決算審査報告を致します。平成15年第3回沼田町議会定例会において、設置され、付託された案件について、審査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告する。

〔以下、審査報告朗読〕

○議長（吉田好宏議長） 委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本決算に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであります。お諮り致します。本決算は、委員長報告のとおり認定する事に、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意義なしと認めます。よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

（所管事務調査報告）

○議長（吉田好宏議長）日程第6、議会運営委員会所管事務調査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。橋場委員長。

（橋場委員長 登壇）

○委員長（橋場 守委員長）議会運営委員会所管事務調査報告を申し上げます。本委員会は、申し出た案件について調査を終了したので、その結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告する。

〔以下、調査報告朗読〕

○議長（吉田好宏議長）委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。本件は、委員長報告の通り受理することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意義なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり受理することに決しました。

（所管事務調査報告）

○議長（吉田好宏議長）日程第7、総務文教常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。横山委員長。

（横山委員長 登壇）

○委員長（横山忠男委員長）総務文教常任委員会所管事務調査報告を。本委員会は、申し出た案件について調査を終了したので、その結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告する。

〔以下、調査報告朗読〕

○議長（吉田好宏議長）委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。本件は、委員長報告の通り受理することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意義なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり受理することに決しました。

（一般行政報告並びに教育行政報告）

日程第8、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

（西田篤正町長 登壇）

○町長（西田篤正町長）平成15年第4回定例会を召集申し上げましたところ、年末を迎え何かとご多用のところ全議員の出席を賜りましたこと、心から感謝と御

礼を申し上げたいと思います。只今から一般行政報告を申し上げます。（以下、一般行政報告を朗読）

○議長（吉田好宏議長）次に、教育長。

（篠田繁彦教育長 登壇）

○教育長（篠田繁彦教育長）第4回定例議会に当りまして、9月以降の教育行政報告を申し上げます。（以下、平成15年度教育行政報告を朗読）

○議長（吉田好宏議長）以上で、行政報告を終わります。ここで、休憩を致します。

10時53分 休憩

13時00分 再会

（ 一 般 質 問 ）

〈野議員〉

○議長（吉田好宏議長）それでは再会致します。日程第9、一般質問を行います。始めに町長に対して、通告順に順次発言を許します。11番野議員、税の収入未済額対策についてを質問して下さい。

○11番（野 道夫議員）税の収入未済額対策について、町長にお伺いを申し上げます。町税は、一定の基準により担税力のある者に対し、担税力、税を負担する事が出来る人にあるものに対し、課税されるものですから、納税という事は許されるべきものではなく、滞納は許される事とすれば、公平の原則にも反する事になる訳です。直接税は、軒並みに収入未済額となり、翌年度平成14年度から15年度に滞納繰越分として調停される額は、約4,100万近い金が、繰越分とされておるわけでございます。こういった事について、色々と先程町長の行政報告の中で、課長職が7月それと10月、8月だったかな。2回に渡って、それぞれ個別訪問をされたというようなこの行政報告の中でも報告をされ、非常に御苦勞をされているというふうに私は思っております。又、固定している納税者は、職業区分、所得階層でどのような手段を講じられているか。実情を把握しておられましたらお知らせを願いたいと思います。只、私、色々と決算委員会の時にも財政の課長、職員の皆さん方とも色々お話を聞かさせていただきました時に、現状の職員数では中々、滞納処分、非常に難しいだろうというようなお話も聞きました。難しいといっても徴収をしなければ、ならない事で徴収するのが役場の職員の仕事でございますので、そういった事は、我々聞くけれども、税というのは甘いものではない。100%徴収すべきだというふうに考えます。そんな事から色々と御苦勞されておりますけれども、そういった内容を町長の方からお伺いしたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

町長（西田篤正町長）ご質問の税の関係ですけれども、既に質問されている野議員

さん、あらゆる状況を承知の上で御質問かというふうに思いますけれども、今日的な経済不況の中で非常に滞納額が増えているという事は、私共としても危機的な状況というふうに判断を致しまして、それぞれ行政報告の中で申し上げましたように職員挙げてといいますか。課挙げてそれぞれの管理職の協力をいただきながら、滞納処分についての対策を練っているところでもありますけれども、おっしゃるとおりで、公平の原則からいいますと非常に残念な結果でありますから、こういう事がないように対応しなければならない。しかしながら、今申し上げました色々な状況の中で滞納が増えていくという、対前年度からみますと13年度では、現年度分99.1%、14年度で98.9%ですから若干下回ってきているという状況だというふうに私ども認識をさせていただいております。ただ、質問の中で4,000万というようなお話もありましたけれども、これは、税外を含めて公共料金全体の数値だというふうに担当課長から聞かされておりますけれども、そうした意味では、非常に大きな数値になりつつあるのかなとそんなふうに思っているところであります。しかしながら、徴収率の分でいきますとですね、全道平均が98.1、管内平均では98.2という事でもありますけれども沼田の場合は、先程申し上げましたように98.9という事で全道・管内上回る徴収率になっている状況であります。これらは担当課の職員ががんばって、努力・工夫しながら徴収している成果だというふうにと思いますが、申し上げましたように、その滞納額がある事によって、又、滞納が増えるというような事、納税意識の問題に影響がでて参りますので、全力を挙げて対応をしたいというふうに思っているところであります。その職員の体制ですとか、色々な問題もあろうかと思っておりますけれども先般、視察研修をさせていただいた場所に行きますと役場の特別職が全部、分担をして全職員でもってその滞納処理をしているといいますか。そんなような事例も聞かされております。これからどういう状況になるか別にしまして町村財政も非常に厳しい中でありますから、職員の増員という事は中々考えられない。だとすれば、どういう対応がいいのかという事も明年度に向けて十分検討させていただきたいというふうに思っているところであります。但し、不況だとかそういう影響で滞納している方もいらっしゃいますし、止む終えず、これは、非常に無理だなという状況を見うけられる方もいらっしゃいます。それと全く納税する意欲がなくて滞納している方もいらっしゃいますけれども、個別の案件について、それぞれ私の方から言うのもちょっ差し控えさせていただきますけれども、それぞれの状況に応じてその滞納処分をする、完納をして頂くための対応策といいますか。それを全部区分して今、財政課の方では、やっておりますんで、除々にではありますけれども、そういう効果も現れてくるだろうと思っておりますんで、その点の御理解もいただきたいというふうに思います。いずれにしても1番の質問の趣旨は、公平性を欠くという事で、滞納がどんどん増えていく事を懸念されての

御質問だと思いますので、今後そういうものに対する引き続き、努力をさせていただきたい。解消に努力をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、11番。

○11番（野 道夫議員）一再一 町長分かりました。今日の道新ですね。空知版ですか。美唄の滞納の問題も大きく取り上げられておりました。私、税金について町長も色々努力されている事も分かりますけれども、職員さん更に助役・収入役も個別訪問に、個別的にひとつ徴収、そういったのが課長さん方と一緒に出て徴収をするという事も町民の皆様方にどう感じるかな、というような感じもいたしております。出来たら教育長もという訳には、これも中々部外でございますので、違うんだろうと思うけれども、其れぐらいの気持ちがあって皆さん方がこうやってあるいて、それでも4,000万近いお金が未収なんだというような事が分かっていたければ、町民の皆さんにも理解していただけるかなとこんなような感じもしております。それともう1点他町村では、保険外交員の経験を持つ女性収納員を税の滞納、収納員に採用して女性の人当たりの柔らかさを収納活動に生かしているという全国的な中で、色んなそういう人がおります。保険外交員、美しい人がいたら、野郎が行くよりもいいんでないかという気もします。沼田町でも3、4年前にある部落に行って、請求に行った時になたを振り回されて逃げて帰ってきたというような話を私は聞いております。そんな事もあって、危険を伴う徴収という事になろうかなという感じもしますけれども、今後町長、本町においても何らかの協力的な対策を講ずるべきであるというふうに考えます。冗談的にものをいいましたけれども、そういう女性収納員を採用して、そして臨時で徴収さすという事もこれひとつ何かやってみて、いい方向に向くんじゃないかこんなふうな考え方もしておりますので、十分ひとつ検討をしていただきたいと思うので私の方から質問を終わりたいと思います。

〈絵内議員〉

○議長（吉田好宏議長）はい、次8番、絵内議員。農業支援についてを、質問して下さい。

○8番（絵内勝己議員）8番、絵内です。農業支援についてと題しまして（イ）と（ロ）を一括して、質問させていただきたいと思います。始めに（イ）として家畜の排泄物法についてでありますけれども、平成16年より、16年の11月より罰則が適用されるとの事でありまして、今、沼田の畜産農家で進められておりますのが、1件当たり4・500万がかかるそうでありまして、その内45%が道の補助金で後の25%が数年間、5年とか言っておりましたけれども支払うという事でありまして。只、今、まだ畜産農家におかれましては狂牛病の問題から随分それぞれ改善されたとは言えますけれども、まだまだ厳しい状況ですので、行政と

して、いくらかの支援をしては、いかがとは思いますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。それと、（口）といたしまして、畑の緑肥についてでありますけれども、緑肥の種子代金について、いくらか町としての支援をしてはと思いますけれども、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問の、家畜の排泄処理の関係でございますけれども、これについては、今、御質問の中でありました16年の11月という事で、これは私共の堆肥盤を持っている牧場にあるのももちろん同じでありますですね。非常に高額な屋根をかけなければならないという事で非常に町事体も苦慮しているところでありますけれども、何とか、それに対応しなければ、町がやらないで、農家の皆さん方にやれというわけにもいきませんので、何とか対応させていただきたいというふうに思いますが、その場合においてもあまり財政の負担にならないような方法で、なんとか処理をしたいという事で、今、様々な検討を加えているところであります。御質問の農家の皆さん方、担当課に聞きますとそれぞれ農協が、直接農家の意向を確かめているようでありますけれども、中には、規定の数量まで、飼育頭数を減らして投資が出来ないので、そこまで減らして、続けていきたいというようなお話も聞かされているようであります。そうしますと採算性の問題ですとか収益の問題でもかなり影響が出てくるんだろうと思います。今お話がありました件につきましては、農協とも十分連携を取りながら、水稻の経営の皆さん方は、パワーアップ事業で、それぞれ負担軽減をされている訳ですから家畜をやっている酪農家の皆さん方が、そういう適用がないという事も不公平だろろうと思います。そういう観点からどの程度の支援をしていけば、農家の皆さん方が、そういう対応ができるのか。それもひっくるめてもう少し現場の担当課と農協との折衝といいますか。農家の意向を確かめる方法で検討させていただきたいと思います。2番目の緑肥についての関係につきましては、既に転作でもやっていらっしゃる様でありますけれども価格的に聞きますと非常に安いといえますか、高いものではない。そういう中で、どうなんだろうかといいましたら、担当課の方は、今後、水田農業ビジョンの中で、反映していきたいという考えであります。その中で、どういう位置付けをして、どういう対策をするか。そんな事を論議をさせていただきたいというふうに思います。町が直接、そのところに手を出すといえますか、助成をするというのは、ちょっと今までの助成の方法から言ってもあるいは、将来的なものからいってもちょっと無理なのかな、そんなふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番。

○8番（絵内勝己議員）一再一 畜産関係については、只今町長の方から答弁をい

ただいたわけでありますけれども、今、近隣町村で、この問題がそれぞれ発生したのが、平成12年度に5年後にこの法制化をして、それぞれそれなりの施設をなさいよという通達だったと思うのですけれども、深川当たりもかなりの施設が出来ておるのが現状であります。それと私、今申し上げるまでもなく深川当たり、それぞれ国の方の、一つの基準によりますと、それぞれ頭数ですとか面積ですとか、色んなものがありまして、そういった一つのものに該当すれば、95%以上の一つの補助の対象をいただいて、そんなものを作っているのが、現状であります。そういった事を考えた時、先程前段に申し上げましたように75%は、それぞれ道の方から補助で出来そうでありますけれども中々厳しい状況なだけに、そういった事も十二分に把握していただいて、是非農家の皆さん方が十分に経営に耐えるような方策を考えていただきたいと思うわけであります。私も12年の6月にこの事について質問したその時に町長の答弁の中にも十分に経営に耐えられるように、町としてもそれぞれ方策を考えていきたいという町長の答弁もございましたので、そういった事を十分に把握した上で、一つ今後の畜産農家経営縮小だとか、減らす事の無い様に町民1人でも何とか生き残れる方策を是非とっていただきたい。そんなふうを考えるわけでありますけれども、そういった事を合わせて又後程、答弁をいたければと思います。それと畑の緑肥についてでありますけれども、御案内の通り、私達沼田町においては、畑に対して、水田でも同じでありますけれども、有機質を入れなくてはいけないというのは、もう事実であります。いくらかでも堆肥を入れたいその願いは事実であります。しかし、私達の本町の自然的条件といいたいでしょうか。そういった事を考えた時に春先の内に畑だとか水田とか、それぞれの農地に堆肥等を入れる期間というのが、日にちというのは、自分も農業をやっている分かりますけれども2日出きるとすればそれ以上、この関係について日にち・時間を費やしたら、作付けだとか又、後に及ぼす影響が多くなりますので、中々堆肥をいれたいのですけれども、作っても中々入れない。一部は、入れさせてもらっておりますし、牧場の方から堆肥をいただきながら、分けていただきながら入れているわけでありますけれども、そういった事を考えた時に私達、沼田町においても面積も700町歩以上ある、畑の面積の中に有機質を入れないと健康な畑から健康な作物を作り、そういったものを消費者の皆さん方に食べてもらうような方法をとらないと、段段、畑事体が痩せていく、そんなような状況であります。そんな関係からたまたま本年でしたけれども、麦の跡地に燕麦を作付けされた人がいらっしやいましたけれども、いくらかでも有機質を、土の中に畑の中に入れる方策を取り入れていかなきゃならんだろうし、又、そんな一つの考えをもっていかなきゃならんと思うんであります。緑肥につきましては、燕麦ですとか又デントコーンですとか色んなものがあるわけでありますけれども、デントコーンの場合、どうしても大量の緑肥になる部分があ

るわけですが、収穫がならないわけでありまして、そういった事を考えた時に麦の跡あたり燕麦あたりをいれる事によっての効果があるというふうに実際に聞いているわけでありまして、ただ今大事なのは、色んな方向から、一つのものが、考えられるわけでありまして、農家皆さん方にも緑肥にもっともっと積極的に取り組むような一つの方法といいでしょうか。農家個々の皆さん方なのかどうかしりませんが、そういった事を含めて、健康な土地作りに努力せよというぶんが、あってもいいのかなとそんな感じがするわけですが、そういった事を考えた時に一つの方法として道内でも何ヶ所か、こんなふうにして種子の助成を出している町村があったと聞いておりますけれども、そんなふうな組合員といえましょうか、農家皆さん方の考えも改めながら、そんな一つの取り組んだ方法に取り組んだらいかがかと思っておりますけれども、町長いかがでしょう。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）一点目の関係につきましては、先程申し上げましたように私共も戸数が少ないとは上、酪農をやっている皆様方を育成してしかも継続していただきたいという思いは一緒でありますので、何とかそういう面での検討をさせていただきたいという事でお願いをしたい。御理解をいただきたいというふうに思います。2番目につきましては、確かに土づくり大変重要な事でありまして、そういう面での方策といえますか、そういうものも検討しなければなりません、関係機関と十分連携を取りながら相談をさせていただいて、今それらについての助成の市町村もあるというお話であります、私どもとしては、明年の予算に向けて事業の選択性というものを、前回それぞれの団体長の会合でも農協の組合長さんも参加しておりましたけれども、お願いをしているところであります。従来の様にそれぞれの小さなものにまでついて、町が農業経営をしている皆さん方あるいは、農業～に支援するという事は中々難しい。ですから選択性をするといえますか、今何が大事なのかという事を十分皆さん方と御相談申し上げまして、限られた財源を有効に使っていきたいと考えでありますので、その中で今のお話ありました緑肥関係につきましても十分検討させていただきたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）次に同じく8番。商業振興、質問して下さい。

○8番（絵内勝己議員）次、商工振興につきまして、町長にお伺いしたいと思います。町に1軒しか残っていない金物店が、12月末で閉店との事でありまして、沼田町としてこれからの企業の誘致等進める時、又、金物店が1軒もないという事では、イメージ等も良くありませんし、町民の方々の日常生活に非常に不便になりますので、行政として直接はできませんけれども、出来ないと思っておりますけれども間接的に助言をし、何とか存続出きる方法がないかと思っておりますけれども、町長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）この件につきましては、私共もそういう噂といたしますか。聞きまして非常に残念に思っているところでありますが、特に建設業界の皆様方は現在の藤沢さんが果たしている役割というのは、非常に大きいといたしますか、非常に助かっているのだというお話を聞かされております。私共としても何とかしたいという気持ちはあるのですが、直接行政が手を下すという事は中々難しい面もありますので、商工会に対しまして正式に先般文書で、理事会で十分検討をしていただくようにという事で、要請をしたところであります。これは、需要側の町民の皆さん、あるいは、事業者の皆さん方が是非、そういうものが、沼田の商店の中にあってほしいという要望があるとすれば、商工会としても十分検討しなきゃならない事項だろうというふうに思いましてですね。理事会で正式に論議をしていないという、実態は分かりませんがもししていないというようなお話も聞いたものですから、それを検討していただきたい。一方私共としては、もしそれが、どうしても実現しない場合にどうなるかという事の今想定をさせていただいて、どういう対応をしたらいいかという事を、内部ではありますけれども検討はさせていただいております。しかしながら、この一軒の店だけでなく、商店の状況を見ますと経営をしている皆さん方が非常に高齢者の皆さん方が多いわけでありまして。例えば、御主人が亡くなって、女性の店主1人で店を営んだりですね。この将来、この10年位の間におそらく相当の店舗が無くなるだろうと予想されるわけでありまして、そうしたものを、どういうふうにして、沼田の商店街を維持するかという事も重要な課題だろうと、その事は、今、商工会が進めているTMOといたしますか。こういうものの関連が大きく出て来るのだと思いますが、そうしたものに対する行政の積極的な支援というものを、やってかんきゃならないと思いますけれども、一点一点こうそういうふうに関心する事に対して、何処まで行政が出きるのか。この辺は今、申し上げましたように最大限出きる範囲での支援はさせていただきたいと思います。一方では、跡を継いでくれるといたしますか、そういう継承してくれる方を探してもいらっしゃるというふうに聞いておりますし、若干でも、そういうような意向のある方もいらっしゃるというふうな話も聞いております。それが、どこまで真実なのかちょっと分かりませんので、その辺も商工会であれば、十分知っていただけるのかなと思ひまして、先程申し上げましたそういう正式な検討をいただきたいという事で要請をしておりますので、住民の皆様方のそういう要請に応じて商工会とも十分連携をとりながら、対応をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番。

○8番（絵内勝己議員）一再一 決して、その私は今の可能点だけうんぬん言うべ

きでないと思うのですが、どの食品会社であろうとどの関連の商店であろうと一つでも無くなるという事は、私達沼田町において、大きな損失である事は間違いない事実であります。そういった意味におきまして、金物店というのは、日常生活をする上において非常に大事な業種なだけに私は、あえて今回取り上げさせていただいたわけでありすけれども、もし仮にこの金物店が無くなった時に極端な言いかたをしますと例えばガラスなんか入れる時に出張して測って入れてもらわなければいけないような、そんなものが発生した時には、おそらく深川からお願いした時に今まで1万円だったのが、まず倍から2万から3万近くなる事だけは、事実だと思えます。というのは、当然出張旅費ですとか1キロなんぼの計算遣されるのが、通常の商店だと思えます。それと後考えた時にこの金物店の存在というのが非常に大きなものがあると思うのであります。そういった事を考えた時、何らかの方法を出来ないものかなとそんなふう思うところであります。当然町長の答弁の中にもTMOの話もございましたけれども、中々それが実行されるまでには、もう少し時間がかかりそうな感じがするんですけれども、そういったのは、やはり実行されるまでの間にどんどんどうも何か沼田町の商店の皆さん方の商店街が、ジリ貧ていうか大変失礼な言い方ですけど、そんなような状況下にあるわけであります。こうやって私達の町内を見た時に近隣市町村と比較した時に沼田が一番何か非常に元気ないのが、商店街なのかなと感じがいたします。それぞれ大都市の方の大型店舗によって、深川に集中化していっておられるという面もありますけれども、その方面に近い秩父別でも妹背牛でも北竜でもそれぞれ金物店が、経営は大変なんでしょうけれども、それぞれ経営している中において、私達の沼田において、それぞれこれから企業誘致もどんどんやらなくてははいけない。又、行刑施設も色々働きかけていけなきゃならない中において、あの商店もありません。この商店もありませんというような、そんな町だけには、ならないようにしなくては、私達町民の1人としても考えなくてははいけない。そんなふう考えるわけであります。今、町長、検討させておるよという事でありすけれども、もし何が原因で、後継者がいらっしやらないというのは当然分かりますけれども、例えば資金等が無いような状況であるならば、一つの例ですけれども沼田町にそれぞれ億万長者の方もたくさんいらっしやるわけですから、そういった人方の応援をいただきながら、今、定期の金利も0.0なんぼの世界でありますので、そういった人方から、融資を、株なり何かの形をとりながらできる方法があるのではないのだろうかという感じがするわけですが、そういった事を踏まえての取り組みというか、町長のお考えはいかがでしょうか？

○ 議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○ 町長（西田篤正町長）今、御質問の資金の関係ていいですか、そういう面については、何かそれぞれ建設業協会の皆さん方の資金を提供してでもやれないだろうか

という事で、それぞれ話をかけている方もいらっしゃるようではございますけれども、その後の経営を考えると難しいという判断だろうというふうに思います。議員がおっしゃられるように、確かに大事な職種の商店だという事は間違いないんですけれども、その裏には、実際にそれじゃあ地元の購買力がどこまであるのかという事になりますと多くの町民の皆さんが、深川・旭川・滝川市周辺の大型店に購入に行っているのが実態だというふうに聞かされております。そうした中で、要するに利用の一番多いのは土建業者の皆さん方で、それも工事をやっている最中に何か不足だという事で緊急的に買う為のそういうものが、一番存在価値があるんだというお話を聞いてますので、当然売り上げた金額に対して、すぐにそれが収入になってこない。掛売りというような、そういう状況がかなりある。そうすると資金の回転も十分でない、これは、新規にやる場合ですよ。新規にやる場合には、そういう事を考えたり、既に石油の販売については、違う方向でもう委譲されたというお話も聞かされておりますから、そういうふうになりますと段々段々、主要な利益の部分が、無くなってくるというふうになりますと果たして、現状の中で金物屋がやれるんかどうかという、しかも土建業者の皆さん方を相手にするとすれば、相当その在庫を抱えなければ、対応が出来ない。その辺が、問題なのかなというふうに思いますが、そこにまで資金を手当てするというのは、行政としては中々難しい。私共としては、やはり最低限、町民の皆さんが必要なものをどうやって、沼田の中で調達出来るかという事、その事を考えなければならんと思うのですけれども、現実には、農協さんでもお聞きしますと既に資材の方で扱ってはいるのだというお話を聞かされました。ガラス何かについては、建具屋さんで十分対応出来るよとか、色んなお話を聞いて整理をしているのでありますけれども、そうした中で、土建業者の皆さん方が、本当に不自由だとすれば、どのような体制でやる事がいいのか。そういう論議もしたいと言っていますので、そういう結果を見まして対応させていただきたい。私は、自分の将来的な考えからいくと今のTMOの構想と合致するかどうか分かりませんが、駅前再開が非常に着工の見通しが、明るくなって参りましたので、そうした中で、例えば今の補償されるものと旅館業ですね。そういうものの一体感の中で、将来的に閉鎖しそうな地域の商店のですね、受け皿として、合同の複合施設といいますか、そういうものを町が支援をしながら、建てるという事も可能なのかなというふうに思っておりますが、いずれにしても何年と決まっていますので、当面どうするかという事を本当に継ぐ人がいないし閉めてしまうという事であれば、当面どのような対応をしたらいいかというのは、先程申し上げましたように商工会とも十分連携をとって、あるいは、土建業者の皆さん方の協力もいただきながら、可能な限りの努力をさせていただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、８番。

○８番（絵内勝己議員）一々町長の方から、今、答弁をいただいたわけでありすけれども、その通りだと思いますけれども、只やはり、一番沼田町が何故元気がないのかなという事が、近隣町村と比較した時に私は、やはり商工会の役員さんもういっちゃうんで、大変私みたいな若輩者が、こんな事を申し上げるのは、失礼かと思いますが、近隣町村のどこが良くて、どこがどうなのかという、逆に近隣町村に商工会の皆さんが、視察をしていただくような方法を取りながら、こうやってやっているんだよという事を、もしあれだったら、そんなものを聞きながら、やっていただければ、いくらか一つのものがあるのかなという、前向きに取り組める分があるのかなという感じがするわけであります。そんな関係上、先程一番始めに申し上げましたように、大型店舗のある深川の近くの商店でさえ、町村でさえ、沼田より元気にやっているのは事実であります。どこに沼田に問題があるのかどこに元気がない問題あるのか、近隣町村、例えば、近隣の秩父別にしても妹背牛にしても、それぞれ段々と元気が無くなってきておる事は事実でありますけれどもどうも私達沼田町からみた時にまだ沼田町よりいくらか元気な部分があるのかな。そんな感じがします。ですから町としても商工会の皆さん方とそれぞれまた論議される時があるかと思いますが、そんな時、近隣町村もう少し見て歩くような、そんな一つの助言をしていただくような事になりませんか。町長いかがですか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）元気があるかないかというのは、ちょっと、あれですけれども、非常に購買力が沼田の場合あるというのは、管内でも上位の方でしてですね、決して商店事体が売上がないというのではないんだと思うのです。職種、店の種類によったり、状況によって、見られるかもしれませんが、しかしながら、絵内議員がおっしゃる部分を理解もできます。例えば近隣の、妹背牛町の商店のチラシが沼田にまで、どんどん入ってきて私共、何回か車で確かめに行きましたけれども、沼田からも随分お客様が行ってらっしゃる。それを見ますと今、おっしゃられます商売の方法にもう少し工夫が必要でないかという事は私共、感じておりますので、商工会の方にもお話をさせていただきたい。というふうに思います。全体的にこんな表現がいいのかどうか分かりませんが、悪かったら削除いただきたいと思いますが、沼田の商店の皆さん方は、やはり底力があるんでないかと思うんですよ。従来の蓄えがあるといったら失礼かもしれませんが、非常にやはり、従来の余裕が今蓄積されたのが、そこに来ているかもしれませんが、そういう面での積極性というのがちょっと無いのかなあという気が致します。お客さんを待っているという姿勢が多いいいますね。ですから、明日萌も今年もか

なりのお客さんが来ているのですけれども、商工会にもお話申し上げているのは、どうも店を出さない。あれが、他の町村であれば、争って店を出すと思うのです。自分の店にいるよりは、必ず売上が多いわけですから、ですから、そういう事も真剣に、そうすると明日萌に来るお客さんも又増えてくる。という循環の要素がありますんで。その辺も十分考えてもらわなきゃならんのかな。それから役場の中で言いますと今、週2回パン屋さんが来ています。これだって、地元のパン屋さんが、どっかと委託契約してでも入ってくれば町外の方は、入ってこれんくなるわけですよ。その辺をやっぱりきちっと対応を、考えた方がいいのかなと。商工会というのは、個々の集まりで決して束縛されないというのが、商店なのだそうです。私は、よく、その辺は、分からなくて申し上げたんですけれども、そういう中で、そういう難しい面もあるんかもしれないけれども、同じような職種でもって、そういう協同して、そういう可能性があるとするれば、そういう事もしてあげた方がいいのかなとそんなような気が致します。それから、先般、町報の新年号のお話を、何人かお集まりいただいて、話を聞かされた時に、やはり人を集める努力が足りない。それには例えば商店の全面的な協力をいただいて、役場の前で1日か2日、大バーゲンのセールでもやったら、そこにお客さんが集まる。その事によって地元の商店との顔が繋がって、購買力が上がるのじゃあないだろうかというアドバイスもいただきました。そういう事について、商工会とも十分ですね。直接、役員の皆さん方と十分話し合う機会が今までなかったと思いますので明年に向けて、そういう話し合いを十分させていただいて、私共として言うべき事は言い、協力する事は協力するという事で話を進めて改善をさせていただきたいというふうに思います。

〈津川議員〉

○議長（吉田好宏議長）それでは次に5番、津川議員。沼田町市街中の除雪体制への支援について質問して下さい。

○5番（津川 均議員）5番、津川です。街中の除雪体制の支援について、お考えをお聞きしたいと思います。今年は例年に無く、雪が少なくて今の所、本当に楽な年末を迎えておりますけれども、例年ですと1回か2回、排雪が終わっていても良いのかなという気が致しております。

私達が、町外から街の中に来て、今までは本当に雪の山ばかり見ていて、買い物をするにも、或いは用事を足すにも、車を止める所も無い、歩く場所もないという状態でしたけれども、融雪溝が出来てから本当にすっきり除雪がされて、何時来ても気持ちが良い。この事については本当に我々も喜んでおりますけれども、しかし、地先の融雪溝を抱えている住民の皆さんというのは、大変な思いをしてこの除雪作業をしておられる。若い人でも、かなりきつい労働だと聞かされておりますし、ましてや、少々年齢を取った方については、一冬過ぎるとくたくたになってしまうというくらい、大

変な作業になっておりまして、特に本通りの関係については、高校生や小学生が通学路に使う歩道も、きれいに空けてあげなくてはならない。人によっては、融雪溝が出来なければ、自分達の本当の生活する範囲だけの除雪で済んだ。でも、この融雪溝ができて、廻りがみんな綺麗に雪を無くしているのに自分の所だけ置いておく訳にはいかない。そんな事も考えると、大変な思いだと思います。

今年から、高齢者の方で非課税世帯については、除雪委託をした場合に、幾らかの助成をするという事になっているようですけれども、これはそういった高齢者だとか、非課税世帯だけではなくて、全体にそういう支援をしていくべきではないかと考えますが、この点について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）融雪溝の付近といいますか、敷設されている地域の住民の皆さん方には大変ご苦労頂いていることは、心から感謝を申し上げたいと思います。長年、議会もそうでありましたけれども、地域住民の皆さん方の要請にやっと行政としても応えることができたという安堵感。そう思っていましたら、今、津川議員おっしゃるように非常に迷惑だという声がまた、あちこちから出てきている事も聞かされております。しかしながら、これは町内会からの要請があったり、或いは議会の特別委員会で審議をしたりした経過の中で、行政に課せられた私どもの使命だという事で、要請をして融雪溝の敷設に町も取りかかった訳ですから、円滑な運営ができるように町も何とかしなければならないという思いでいるところです。

それで、今お話ありました、2万円の助成ということで現在22軒すでに申し込みがあるそうですが、そういう対象者に対する支援をやってなんとかクリアをしたいという事で頑張っているのですが、どなたから聞きますと、藤澤金物店の撤退も、融雪溝に雪を投入するのができないので止めたという話を聞かされまして、そんな馬鹿な事があるのかなと私は感じました。というのは、確かに資本力が無いと言いますか、生活にも困窮している方に、全て出せという事は言いませんけれども、やはり地域の連携でやるとすれば、町内なり、その通りなりで、例えばどうしても、もうやれないという状況があるとすれば、幾らかのお金を拠出し合って、今あります融雪の運営協議会を使ってでも、何処かにお願いしたり、誰かにお願いしながらでも、やってくべきものだという気が致します。

当然、今のような状況でお金を支援するとすれば、これは町も全く融雪溝を作る必要が無かった訳でありまして、作らないでむしろ、国道は国道で雪の降った時に排雪をしてもらうという方法が、一番町にも負担がかからない。本人にも負担がかからない方法かもしれません。しかしながら、利用者側の住民皆さんの意見を聞きますと、今までは沼田の店に寄ろうとしても、玄関入れないのが分かっているの、深川なり旭川なりに行って買い物をしたけれども、今は車も止められるし、ずっと店に入って

いける。だから、できるだけ地元で買おうと戻ってきています。そういう意味では商店も助かっているのではないですかという話しも聞かされます。まあ、一長一短あるのでしょうけれど、その中でそれではどのような支援をしたら良いのかという論議になると思うのですが、全ての敷設している人達に支援をするという事は、今の財政力からいっても無理でしょうから、今の規程している対象者の枠が、もう少し広げる必要があれば、拡大という事も十分検討しなければなりません。

一方ではどうでしょう。新しい税金は、地方でどんどん導入する事が認められてくる時代になってきていますから、そういう意味から行きますと、昔のやっていた除排雪に対する協力金というような方式で拠出していたお金を、逆に言うと回りの人達が拠出をし合って、運営する協議会が責任を持って地元の業者と契約をしながら、それを処理するという方法も考えられるかと思います。

ご意見はご意見として、充分受け止めさせて頂きまして、今年度については既に発車をさせて頂いていますので、明年度に向けて担当課と融雪溝の管理運営協議会と充分お話しをさせて頂いて、一番理想的な方法は何かという事を充分論議させて頂きたい。

ちなみに町は、そうした状況を考えまして、長期に入院をしたり、或いは負担をして他に頼む事ができない人もいますので、大型の融雪溝を設置してほしいという要請を開発・土現に今、要請はしている所であります。しかしながら、その開発・土現にしても既に融雪溝の敷設が終わっている所にまた、新たにやるのは非常に難しいという話しを聞かされまして、せめて調査だけでもやってくれと要請をしていますので、明年に向けてとりあえずは、開発の調査費がつくように努力させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、5番。

○5番（津川 均議員）一再一 まさに町長のおっしゃるとおりだと私も思いますが、やはり町の目標とする、住んで良かった町。それを目指すためには、この除雪はどうしても避けられない事をしっかりと念頭に置いて、今後検討をして頂きたいと思っておりますし、地元の私、旭町でも融雪溝ができない理由の中に、その事もひとつあると聞かされております。

先程町長がおっしゃいました、金物商店の理由の中にもそれが入っているという事です。ですから、私も融雪溝の地先全戸に聞いた訳ではないので、この辺よく聞き取り等の調査をして頂いて、そういった方向で検討して頂ければと思います。お答えは結構です。

○議長（吉田好宏議長）はい、次に同じく津川議員。沼田の米の販売戦略について質問して下さい。

○5番（津川 均議員）先ほど町長の行政報告の中で、今年の米の作況指数が、全国で90、北海道は73という報告がございました。これを受けて、今年の米の価格は

先月第7回目の入札では、2万円を超えるという平成5年以来の高値に推移を致しました。

しかし今、我々の情報に入ってきているのは、年内の米の追加払いで、せいぜい行っても1万4・5千円だろう。それは、ある程度相対取引引きをして契約が決まっているのと、あまり高くすると逆に北海道の米離れが始まるという不安から、それほど高くないという見通しで、今はそれだけの追加払いしかできないのではないかという状況でして、特に米を中心に作っている農家にとりましては、今年は大変な年でございます。

色々と農業支援も頂いておりますけれども、一番不安なのは来年以降の米の価格です。はっきりとした価格安定政策というものが、国も道も打ち出されておりませんから、我々生産者農家にとってはそういった不安材料が極めて大きい中身になっております。本来これは当然、農協に申し上げるべき事で、我々農民組織という場も持っておりますから、その中では十分に農協に要請も申し上げております。我々が色々情報を集めながら話しを聞くと、どうしてもホクレンの売り方に少し問題がありはしないか、それと沼田の生産者として考えると全道一の米の施設を持っていながら、他の町村の米と、それほど価格に差がないという事について極めて不満を持っております。これだけの施設で、米のランクも上から7番目という素晴らしい成績を持っていながら、1等米が殆ど出ないような地域の米と、価格がそれほど変わらない。この事については、やはり農協、ホクレン1本に任せておく体制がいつまでも変わらないから、このような事になるのだと思います。この事はやはり、農業関係だから農協だけがやっていたら良いという事ではなくて、町の基幹産業であるならば、町もある程度その辺を十分調査をして、実態はどうなっているのか見極めて農協に提言をすべきだと私は考えますけれども、町長のお考えをお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）農民協の委員長をやっているから津川議員ですから、十分承知でご質問なのでしょうけど、願いは今、津川議員がおっしゃるように全道1の施設、全国でも有数の施設を持って、しかも評価を頂いている米を抱えている訳ですから、100円でも200円でも高く売ってほしいという思い。そのことが農家の皆さん方にも還元されるだろうと思っております。

しかしながら、農協さん自体の戦略として、不安定な時はどうするとか色々な状況を考えてホクレンに統一してやっているのだと聞いております。そうした中で、私どもとして最大いえる事は、もう少し米の販売手数料といいますか、ホクレンが1俵当たりとっている手数料が非常に高い金額だと聞きまして、そういう所をもう少し改革していかなければ、やはり農家の負担というのは大変だと思っております、これらは、あちこち行った時にもう少し流通の改善をして、或いはホクレンの職員も少し減らし

て農家の皆さん方に一銭でも多く還元できるような方法を取るべきではないかという事は、道庁に行った折にも話しをさせて頂いて、道からも指導すべきだという話をしておりますけれども、現状は先ほど前段で申し上げましたように、農協が選択をしてホクレンを選んだ訳でありますから、考え方が変わるとすれば、むしろ農家の皆さん方が農協に対して自分達の思いをぶつける、その事によって農協自体が少しずつ変わってくるのかなと思います。行政としては、今私どもが管理を頂いております施設の関連ですとか、町の補助制度も限度があるよという話しをしながら、もう少し農家の皆さん方が有利になるような販売方法はないのかなという要請をする程度だと思います。一緒に物事を考えるという事になれば、一緒に考えることはできますけれども、本来的には今、津川議員がおっしゃるように、これは農家と農協の問題だろうと考えますので、あまり行政が先走って口出しする事は差し控えさせて頂きたいと思っています。正式な場以外では、今津川議員がおっしゃったような考え方も、私も理解できるので組合長さんにもそういうお話もしてますけれども、組合長さんの考え方は、今売れている時は良いけれども、実際売れなくなった時にどうするのだ、或いは積極的に自主販売をした時に、債権を回収できなかった時にどうするかとか色々な問題を聞かされますと、なるほどそういう面もあるのだなという思いでお聞きしている所です。ですから、私どもとしては販売する体制とか、そういうものの整備、これは全中の宮田会長もこの間新聞に出ておりましたが、ホクレンの販売力をもう少し高めるための体制を組まなければ駄目だという苦言を呈したと、農業新聞か何かに出ていましたけれども、まさにそういう所だと思うのです。

それと、やはり北海道の米も今大分道内での消費も高まってきていますけれども、もう少し比率を上げて、道内で消費する分が80%、90%になれば、もう少し道内米の価格の安定がなされるだろうと思いますので、私どもはむしろそういう面での協力、支援をさせて頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、5番。

○5番（津川 均議員）一再一 農協の農談会や懇談会の折には、組合員から山ほどそういう意見が出ています。でも、その度に、農協にしてもホクレンにしても出る答えというのは、北海道の米というのは悪い。食味にしても、蛋白の度合いにしても高い、そんなにどうどうと胸を張って売れる米ではないという評価なのです。だから安いのは当たり前と思ってくれなければ困ると言われます。我々、内地府県に色々研修に行って卸さんを回っても、決して北海道の米は特別悪い訳ではないという話しを良く聞かされます。値段のわりに、この米なら十分食べていける。しかし、ホクレンや農協は、絶えずそういう状況で我々に報告をする訳です。だから、果たしてこれは本当なのだろうか、ホクレンの言っていることは、農協の言う事は正しいのだろうか、我々の行っている所は、いつも都合の良い所しか行っていないのだろうかと疑問に思

うのです。

この辺については、今町長が言うように、組合員がもっと言わなければいけないと言うけれども、一般の組合員が中々内地府県まで、実際に北海道の評判はどうかと聞きに行くといっても行動範囲がどのように行けば良いか分からないだとか、色々難しい面がありますので、私は行政として、町として基幹産業である沼田で作られている米が、本当にどういう評価を全国的に受けているのか、今町長が申された、道内でも十分に行き渡るくらいの流通の仕組みになっているのかどうかを、ある程度調べてもらって農協に提言をして頂きたいと思っておりますので、よろしくご検討をお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）答弁よろしいですか。

○5番（津川 均議員）はい。

〈横山議員〉

○議長（吉田好宏議長）次に2番。横山議員、市町村合併について質問して下さい。

○2番（横山忠男議員）2番、横山です。市町村合併お聞きしたいと思いますが、あらかじめ市町村合併特例法というのは、17年の3月と決まっていることですが、すけれども、この北空知の合併に関係して、北空知地域づくり検討会、これは8月に持たれて検討していることと思います。それから北空知5町合併等研究会或いは、その結論が12月に出るという事で、先般聞いていたところですが、今日の新聞では1月に持ち越したという事でございます。

町長は今まで、一貫して申してきたことは、町民の意見を聞いて決めていきたい。そんな姿勢を持っていたところですが、私もその意見については賛成でございますが、町長或いは首長として、合併しないで行きたいという考えだった訳ですけども、この11月13日か14日の新聞紙上で地方制度調査会の答申で、1万人未満は合併していくべきだという考えの答申をされたところですが、これまた先日、深川で説明会があり、その中では1万人という事は、限って押し付ける問題ではないという考えであったようですが、それらの事について町長のご意見を聞きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）基本的には今、横山議員さんおっしゃられたように、私は町民の皆さんのご意見を十分聞きながら、私どもとしても十分な情報を提供しながら、合併するしないにしても間違っただ道を選択しないように努力をするのが、私の今、任された責任であり仕事だと思っておりますので、そうした意味での論議をこれから十分させて頂きたいと思っております。

非常に短期間の中で、それぞれの担当課が、今お話ありました北空知地域づくり検討会で一定の報告書を出して頂いたのでありますが、今日の後段の全員協議会で担当

の平木局長の方から、或いは財政課長のから説明をする事になっておりますが、私どもとしては現状の報告書を頂いた中では、合併するしないの判断の材料は中々難しいだろう。といいますのは、一定の条件の中ではじかれた係数といいますか、そういうものは当然国や道が示す算定方式の中でやる訳でありますから、単独では生きられないような係数しか出してこないは当たり前です。今回大半の事項が、1市5町の分というと、議員の定数ひとつにしても合併すると26人になるといいますけども、それでは当初何人にするかという事までは踏み込んでいません。或いは、職員の体制もどういう体制にするかも踏み込んでいない。それは全部、今後の調整課題として残してあります。ですから、その中で論議をするとしても中々難しいだろうと思っております。

むしろ、5町の合併等研究会の方は、広域でやるとすればどういう方法があるかという事が出てまいりますので、私どもは今、両方の資料が出た時に、ある程度の第3の沼田町としての考え方をどのようにして出せるか、内部でちょっと論議をしてほしいと、担当の平木局長にお願いしております。それを持ち込んで町づくり懇談会或いはタウンミーティングに臨まないで、住民の皆さんの判断する材料が無いという話しをしているのであります。その中では、具体的にどのように示す事が出来るかといいますと、もう1月の中から末にやると言っていますので、例えば5年後、10年後の職員の体制を何人にするのか、或いは議員の定数が何人になるのか、或いは特別職が何人になるのか、或いは各種委員がどのように減少させる事ができるのか、或いは北空知管内とどういう部分について広域連携ができるかという所まで、住民の皆さんにきちっとした物として出すのは中々難しいだろう。大まかな説明は、私も質問の中で、口頭で答えさせて頂きますけども、そうした中で判断をするのは難しい。当然、町づくり町民会議も、そういう論議をしておりますけども具体的に論議するだけの資料が無い訳であります。新聞だとかテレビで、議員の皆さん方も承知のとおり、三位一体の改革といいながら、一体何を町村にくれるのか、これも出ていないのです。交付税を何%減らすのか、これも出ていない。ようするに小泉総理は、ラッパを吹いているようにバンバン喋って、後から後から始末してくるのです。ですから、国の借金がある、道もありますが、借金がある状況というのは、皆さんも理解していますけども、その借金を返すために民営化をやるかといっていますが、手法的には同じだと思うのです。

例えば、省庁を統合しました、廃止しましたといいますが、それが全部新たな機関として出来上がっているのです。この事まで言って良いのか分かりませんが、これは新聞を見れば分かる事ですから実態は、別に国の組織が小さくなった訳ではないのです。そういう中で何故、50数年培ってきた小さな自治体の基本的なものを、弱小のものに持っていかなければならないのか、橋場議員さんの質問にもあったのですが、

小さな集団の市町村があつて始めて県が成り立って、国が成り立っている訳であります。一番根本の国の改革がされているような報道がされていますが、これは一切手がついていません。それで、都道府県、市町村に金を下ろすのを辞めて、仕事だけよこす訳です。この一番いい例が介護保険です。何処の国に行っても、住んでいる市町村によって介護保険料が違う国はまず無いでしょう。これは国の施策で、一律でやるべきものであつて、それを地方分権の名のもとに市町村に仕事を落としました。今は、その事務費まで削ろうとしています。

そういう中で今、市町村合併の財源はどうなるかという事を論議せよといつても、これは本当に出来ません。やるとすれば、今申し上げましたように、国・道が示す係数を使って人口に将来推計するだけです。そこには、市町村の考え方だとかは全然入りませんから、一定の係数でやる訳です。これは絶対よっぽどの事が無い限り、自立ではいけないという数字しか出てこないです。そのような状況ですので、私は決して合併する事、賛成・反対というよりも、17年の3月までに何としても結論を出さなければならないというのは、ちょっと危険だと思います。別に、合併特例債など貰わなくても良いのです。あれも借金ですから。ですからもっと十分論議する期間を置いて、私どもは真剣に論議をし、住民の皆さんが納得する状態の結論を出したい、私はそういう考え方でおります。

従つて、1月の中から末にかけての、町づくり懇談会あるいはタウンミーティングでは、多くの住民の皆さん方が参加できるような体制、例えば、行政区毎に要請があれば全て行きますし、それ以外は4地区でやって、その他に「ゆめっくる」において、例えばお年寄りの階層を対象にした日、或いはご婦人を対象にした日、これは子供を保育するような時間も設けて参加をして頂く。それから、農家の後継者の皆さん方、当然地域懇談会にいきますと、世帯主の皆さん方が出て、他は出てこれないという実態ですから、それ以外の人達も参加できるような体制を組んで大論議をしていかなければならない。

その結果、議員の皆さん方にも又、そういう状況を十分ご理解頂いて、更に次の段階をどうするのか、法定協議会に行けというならば法定協議会に行かなければなりませんし、法定協議会の前にもう少し論議すべきであれば、そういう論議をしなければならない。そのように思っておりますので、ご理解を頂きたいと思ひます。

○議長（吉田好宏議長）はい、2番。

○2番（横山忠男議員）一再一 町長から色々な国に対して、或いは国からの問題、非常にたくさん問題があるということで、私も事実そうかなと思ひておりますし、ただ行政報告の中で、その5町なり或いは4町の答申が出た時点で、自治振興協議会を通じて、あるいはタウンミーティングを通じて町の考え方を決めていきたい。このように行政報告の中で言っておられると思いますが、自治振興協議会と申しまして、

単純に町民全体に行き渡った意見が、私としてはあまり期待できないと考えています。

そこで町長、住民投票はやる気があるか、ないか。それから、全体が80%、90%合併した方が良いという結果であっても、自立していくのだという考えでいるのかどうか、その辺お聞かせ願いたい。その点ご質問させていただきます。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）後段の、住民投票が80%も90%も賛成なのとは言われましたが、これはもう先ほどから申し上げておりますように、住民の皆さんの意向ですから、それはやはりそういう方向でいかなければならないだろうと思います。

ですから、その判断するまでの論議と説明を、十分時間をかけてやっていきたい。そのためには、17年3月というものは特にこだわる必要は無いのではないかという考え方でおります。しかしながら、私どもの町だけがそういう状況であって、他の町村はそうでないという事になればまた、色々な対応策も考えなければならないと思いますが、状況としてはそういう事です。

あと、自治振興協議会の関係で、住民投票がどうかという事ですが、これについてもやはり、説明会をした中で、そういう意見があればあれですし、なければ色々な機会に議会の考え方を聞きながら、住民投票の是非を論議していきたいと思っています。いずれにしても繰り返しますが、十分論議できるよう資料を出せるものは全て提供し、住民の皆さんも、議会の皆さん方も十分論議をして頂き、その中で町民と共に判断していく、そういう姿勢が一番良いのかなと思っていますので、宜しくお願いします。

○議長（吉田好宏議長）はい、2番。

○2番（横山忠男議員）一々確認ですが、十分に理解できるような問題提起されて、住民が理解できる時期がくるのかどうか、先程国に対しての問題点が多いといわれました。そういう問題がクリアできる時期があるのかなという気がするので、その辺町長、どのように考えているのか。

もうひとつの問題としては、一番この行財政に係わっている町職員方が、町長はどんな気持ちを持っているのか、本当は合併したくないという気持ちでいるならば、そういう対応も全町民挙げて、或いは全職員挙げて、しない方向で向かっていく気構えを早く示す方法が良いと思っていますので、その辺再質問ですがお願いします。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）早く態度をとるという事ですが、そういうものを早急に出して、間違いを起こしても大変ですし、その判断する最初の段階というのは、今申し上げました、1月から2月にかけての住民の皆さんの意向を聞いた後の結果だと思います。

それと同じに、先程申し上げましたように、現在の1市5町の資料では十分それが判断する材料ではないと思っていますので、それを今度どういう形で前に進めるか、これは1月におそらく、1市5町の首長が集まって論議するだろうと思いますので、

その段階で私なりの考え方を議会にもご説明申し上げまして、そういう取組みをさせて頂きたいと思っております。ただ冒頭から申し上げておりますように、非常に住民の皆様方に説明する資料としては、全く不十分であります。当初、小泉総理大臣は予算の編成の時に全てを明らかにしますと言ったのですが、その部分も明らかになっていない状況。ようするに、私ども首長間で良く話しをするのは、国が700兆円を超える借金があって苦しいのであれば、何年間でこういう方法でその借金を返すから、市町村も国民もそれに耐えてくれという事が明らかになれば、話しはしやすいのですが、全くそういう所が見えないというのが、各町村の悩みのひとつになっているのだらうと思います。

今は民主主義の時代でありますから、十分論議させて頂いて、呼んで頂ける所には、自ら行って懇談会をしたり、そんな中で1月・2月の懇談会で、ある程度の意見集約ができるのではないかと考えておりますので、ご理解頂きたいと思っております。

〈上野議員〉

○議長（吉田好宏議長）次に7番、上野議員。商工業の振興策について質問して下さい。

○7番（上野敏夫議員）7番上野です。商工業の振興策についてお聞きしたいと思っております。町長は、町民の意見を聞いてとおっしゃって、早いもので5年になりました。タウンミーティング等の意見の吸い上げも、かなりの回数をこなされたと思っております。

そろそろ沼田町振興のためのプランがまとまっていると期待をしている所ですが、沼田町の工業団地には火の気が消え、沼田町商店街も年を追うごとに明かりが消えております。ここに至っては、かなり大胆な施策が必要とされるのではないかと考えますが、町長の考えをお聞かせ下さい。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）11年に町長に就任させて頂きまして、今5年目であります。その間、それぞれの施策の展開、或いは物の考え方、これは就任当時の行政執行方針でも述べさせて頂いておりますし、今般6月の折りにも2期目に当たっての考え方を、説明させて頂いておりますので、ご理解を頂いているのではないかと考えている所ですが、基本的には私の考え方もそうであります。既に第4次沼田町総合計画が平成12年に策定されており、それに基づいて町づくり計画を進めているところであります。

しかしながら、平成12年度から非常に不幸な状況といえますか、この合併問題も勿論そうではありますが、バブルが弾けた経済情勢の厳しい状況が、市町村の財政上続いてきている訳でありまして、交付税の削減になったのも、その年からずっと億単位で減らされている状況であります。

そうした中で、工業団地の誘致企業も撤退があったり、倒産というような非常に残

念な結果を招いている訳ではありますが、これは日本の経済全体がそういう方向にあったという事をご理解頂きたいと思います。

しかしながら私どもとしては、町の再生を2期目の重点に掲げておりますので、積極的な努力をさせて頂き、現在ご承知のとおり行刑施設の誘致運動、或いは沼田式雪山センター構想の実現、こういうものに努力をさせて頂いておりますし、現在既に行行政報告で申し上げましたルカトロン・ジャパンの誘致にもある程度の光が見えたという中で、将来的なものを考えている訳ではありますが、加えて先般から課長会議で申し上げておりますように、マイナスの要因ばかり考えていたら町づくりは出来ないという事で、ある程度の投資が可能なものについては積極的に投資をしますという姿勢でお話をさせて頂きました。財政が厳しい折りのものですから、なんでもかんでも削減すれば良いという職員の萎縮した考えになっては困るので、そういう意味で今はっきり申し上げておりますのは、五カ山牧場を中心とする観光に利用する場所、あれをもう少し大々的に活用する方法がないだろうかという事で、明年度の予算でその点も考えていきたい。ちなみに心配しておりました牛の価格も、先般大変な努力だったろうと思いますが、1頭100万円というのが出ました。こういう値段が出るとすれば、牧場は絶対赤字にならない訳ですから、内部の職員の努力に感謝をしながら更に積極的な展開をしていく必要がある。そういう事も含めて、既存のものを活用しながら、そこに雇用を活かしていく場所を作っていかなければならない。

従って私は、「萌の丘」の花の植栽についても明年以降も継続するつもりでおりますが、これらは当初から有料の考え方でおりまして、そこに人を配置し、管理をやって頂く方を採用することにより、何人かでもそこに雇用が生まれるという考え方もありますし、後程、議員協議会でご説明申し上げようと思いましたが、ほろしん温泉も白樺館の旧館については、長期滞在型の雇用施設にした方が、経済効果があるのではないかという考えを致しまして、その改造計画も明年予算の中で何とか具現化をさせて頂きたい。それは、一月なり二月なり、或いは半年なり一年なりと、長期滞在のために、その施設を提供する。そういう事が現在の、温泉経営の苦しさからも脱却出来るのではないかという考え方を抱いたり、或いは加工場についてもマイナス面ばかり考えずに積極的な展開に何が出来るのか、検討頂くよう支持をしているところであります。

そうしたものを全部含めて、雇用の場を確保しながら、或いは雪山センターでの企業の誘致にも結びつけていき、その後の再生を図りたいという思いでおります。それでは、雪山センターの誘致が何時くるのだという事になると、なかなか具体的にまだ数字を示すことはできませんが、決して将来に対して暗い材料ばかりでは無いと思っておりますのでご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 7 番。

○7番（上野敏夫議員）－再－ 町の商店街について、私の方で参考までに例を挙げさせて頂きたいと思います。例えば、常に沼田の町に人が行き交うような商店街の振興策をコンセプトとして考えると、沼田町の基金から15%程度拠出するとしまして、本通り商店街の再開発ができると思います。

町が全額出資し、店舗兼住宅を新築し、店舗は通路でつないでいく市場形式にして、建物は町有のテナント形式として、現所有者は店主となり、地代と家賃を相殺して辛苦の負担をなくす。現所有者が廃業する時は、町が次の店主を探す事で、商店街全体としての品揃え、集客力を確保する。

また、店舗の2階部分の全面は屋上にし、更にそこを歩道化し、通常は公園としたり又は、あんどん等のイベントを行う会場、又は観覧場としたり色々アイデアがあると思います。

これは商店街の振興策として、ひとつの提案に過ぎませんが、町として商工会、農協、各種団体、住民が力を合わせて活性化に取り組める、夢のある企画を期待しております。よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）今おっしゃられたような考え方については、非常に町の財源的な制限もありますので、どこまで対応できるかという事もあります。ただ先程、他の議員の方にも触れましたけども、今商工会が若い人中心に進めておりますTMOの考え方の中に、そういう考えも含まれていると聞いています。例えば商店の若い人達が、自分の店舗が老朽化した等で、共同の店舗をやろうという事に対する行政の支援とかは可能だろうと思うのです。

これは、先程申し上げましたように、今駅前再開発の事業がなんとなく採択に向けて、良い材料になっていますので、商工会としてそのような考えがあるならば、行政も、そのような複合施設で入居できるような施設を検討しなければならないと思っています。

正に上野議員がおっしゃった公園とか、色々な町民の皆さんが憩う場所といいますか、このようなものも私どもが今、札幌土現に提出している資料の中には既に計画案として載せて頂いております。駅前全体を公園化して、例えば夜高あんどん等の催し物の中の役割を果たせる広場にしたい。それから町民が憩える場所。それから、今の考え方の中では、旅館を引き続きやってもらう事によって複合的な何かが出来ないかというエリアも考えていますので、それがもう少し煮詰まってくる段階では、商工会とも十分話し合いをさせて頂き、今のご意見も参考にさせて頂きながら努力していきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですね。次、自衛隊のイラク派遣について質問して下さい。

○7番（上野敏夫議員）ここ沼田には自衛隊の弾薬庫がありまして、自衛隊のイラク派遣についてお伺いしたいと思います。自衛隊のイラク派遣が閣議決定されましたが、地域振興の沼田と戦後復興のイラク、そこに住む庶民の思いは同じだと思います。建築、土木、農業、林業等の作業指導から物資の提供まで、少し豊かな私達にも何か貢献できることはある筈です。沼田町として、国際貢献といいますか少しでも復興に向けた応援ができると思いますので、町長のお考えをお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）具体的に、町としてイラクの国際貢献というのは、私も考えてもいなかったもので、日常的に行われている様々国際貢献といいますか、そういう小さな事業については社会福祉協議会も協力をしておりますし、町もそのような姿勢で協力をさせて頂いておりますが、現状の時点で、イラクの復興に対する町の国際貢献というのは、ちょっと論議が不足で私どももこれから少し検討をさせて頂きたいと思います。

○7番（上野敏夫議員）お願いいたします。

○議長（吉田好宏議長）それでは、暫時休憩を致します。

休憩 14時25分

再会 14時38分

〈中村議員〉

○議長（吉田好宏議長）再会を致します。10番、中村議員。ドクターヘリの運用について質問して下さい。

○10番（中村保夫議員）10番、中村でございます。沼田も高規格道路が運用開始されまして、沼田もいよいよ高速化時代に入ったという事があります。このような天気の良い日は、そんなに事故の心配は無いのですが、今後冬道になると高速で走ると事故の心配等があります。また、片方で高齢化により町民の緊急医療が心配になって参ります。沼田が医療過疎だとは申しませんが、やはり高度な医療を瞬時に受けなければならない状況が、町民にとっても欠かせられない状況にありまして、そのために今年の秋からドクターヘリというようなものが運用されていると聞いております。

ただ、初めての事でよく分からないのですが、初期対応ですね、出動要請をどういう状況でどういう判断でなされるのか。又、聞くところによると、札幌から25分程度でヘリコプターが沼田町に到着するという状況であります。夏だとグランドとかを使えば良いのですが、こうやって雪が降ってくる冬の場合、一体何処に止まって何処まで搬送すればよいのか、そして25分間でヘリポートを實際作れるのかという事がちょっと心配をしておりまして、その点についてまずご質問させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）先般も実験的に、パークゴルフ場の駐車場に離着陸をした訳ですけども、現実には心配されていますように着陸する場所がなければ降りられませんので、その辺が問題になると思います。今、ヘリポートに4箇所ほど登録している場所は、沼田小中のグラウンドと共成の農村公園、北竜のひばりヶ丘公園なのだそうです。

ですが、心配のように冬になりますと着陸可能な状況にありませんので、現場の消防支署に聞きますと、5m四方のスペースがあれば着陸ができるという事で、例えば役場前の駐車場、或いは役場車庫前ですとか、そういう所が実際として可能だという事もありますし、災害の時、どの程度の災害になるか予想もできませんが場合によっては農道とか国道にも降りた実例があるのだそうです。それは警察と協調して、通行止めにして行うのでしょうか。

そういう事からいくと比較的場所の確保というのは、役場の前であれば、そういう体制を常時組めという事であれば可能でありますし、そういう事ができると思っています。そういう判断からいくと、30分程度の時間でこちらの方に向かってきて頂けるという状況に聞いておりますので、向こうもそういう説明をしておりましたので間違いは無いと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、10番。

○10番（中村保夫議員）一再一 私達、ヘリ防除という農薬散布をやっているものですから、その経験から申し上げますと、勿論上空に電線があっては駄目ですし、壁があると、その壁に風がぶつかるのです。それが跳ね返ってきてヘリの安定感を無くすので、壁もあっちゃいけないのです。ヘリポートというのはよくビルの屋上などに作るのですが、それは壁があってはならない電線があってはならないという条件からなのです。

今、高速道路をここから見ましても、横に全部フェンスが張ってあります。ヘリのローターがあれにぶつかると、5m四方というのは機体が着地するだけの問題であってローターがぶつかるとそれはアウトなのです。そういった点からいくと、おそらく高速道路の上に、あの両側で2車線道路では壁もついておりますし、中々止まれないのではと私は懸念致します。

ましてや役場庁舎前ですとか、そのような所は私の経験上からは無理なような気がします。その点について、再度質問致します。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）ちょっと私もそこまで認識をしておりませんで、おそらく消防支署でそのような考え方をしているのだと思います。今、ご指摘の壁があっては駄目であつたら、役場の前も駄目ですし、車庫の前も駄目ですよね。十分消防に調べさせて後ほどまた1月にお会いした折りにでも、説明資料を持って行きたいと思いますので宜しくお願いします。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。

○10番（中村保夫議員）後程、答え頂いてからに致します。

○議長（吉田好宏議長）次に移ります。ふるさと定住事業について質問して下さい。

○10番（中村保夫議員）続いて、10番中村でございます。ふるさと定住事業で、先程訂正ありまして、住宅取得者が2名となっていますけども、その中で町内業者を
実際使ったものは何軒あるのか、今考えてみますと、沼田町に住んでください住んで
くださいとは言いながら、核家族化の影響もあるのですが、どうも公営住宅が順番待
ちの状況で、公宅もない、家を建てる人も不景気で中々いない。人口増加を図る手立
てが今の所、形として打てない。そのわりに空家はどんどん出来るのですけれども、
打てないでいるのが現状なのです。

平成15年で、このふるさと定住事業が、時限立法で終わると聞いているのですが、
継続或いは僕としては拡充をして頂きたい。沼田町に住んで良かった、住みたい、町
内業者に頼んで家も建てたいというような「ふるさと定住事業」に継続、拡充をして
いく必要があるのではないかと思っているのですが、人口増加策と含めまして町長か
らまずお考えを頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）ふるさと定住事業については、議員がおっしゃる通り、その
事をねらいとして作った訳でありますから、時限立法という事で今年度で終了するの
であります。今予算の編成も間近かでありますので、今やっているふるさと定住の
奨励金、これが全て有効かどうかという事を十分検討してもらいたいという事で話し
をさせて頂いています。その中で、やむなく中止するものもあると思いますし、制度
として継続或いは拡充するものも出てくると思います。

ご指摘のように住宅の関係については、資料を頂いている中では、この制度が出来
てからの新築が28軒で、その内町内業者を利用したのは僅か2軒という事だそうで
すので、私どものねらいとしては非常に残念な結果になっています。奨励金の額が、
少ない多いの問題もあろうかと思いますが、残念な状況なのは事実であります。

しかしながら、公共事業の減少等の中で、地元の建設業者の皆さん方も非常に苦し
い今後の経営が予想されます。そうした中に地元の農業を携わっている方も働いてい
ますし、そうした雇用の場所が無くなる事も大変な事だと思います。そのような事も
含めて総体的に、今申し上げましたように、この制度内容全体を十分協議をさせて頂
きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）10番。

○10番（中村保夫議員）一再一 色々な振興策もあるのですが、28軒の住宅新築
があつて2軒という数字は初めて聞きました。これは、おそらく町内業者を使った時
に、土地の取得費ですとか、色々な意味で100万円なのなのですが、その内で20万円

が町内業者を使った時に支給をされると聞いております。僕は、沼田町の建設業界がそんなにグレードの低い、そんなに家も建てられないような業者ばかりとは思っていないのです。流行性はないかもしれないけれども、良い仕事をしてくれるだろう。

例えば町内業者さんがやる場合に、１００万円ずつあと１０軒、そうすれば町としては１千万円の投資ですよ、でも町内業者さんはその１０軒の家のために約２億円の事業が生まれる。そうすると、それだけの事業が生まれれば、住民税も入ってくるし、事業税も入ってくる。そういった意味で、これは非常に効率の良い投資になるのではないかなと思います。僕は、もっともっと２０万円の部分を１２０万円にしたり、或いはもっと別な施策を考えたり、そういった形で充実する事によって、建設業界にも良いし、人口も増加してく。そういった形がとれないかと事を考えているのですが、町長の答弁をお願いします。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）地元を利用しない理由の一つには、地元建設業者の皆さん方の営業不足もあるのだらうと思うのです。うわさを聞くと、ぱっと町外から営業マンが来て細部に渡って、例えばお金の借りる手続きから全部やってくれるというのです。私も、実際にはやったことないので分かりませんが、そう言っていました。

それとやはり、もう一つの大きな要因は、地元の業者を使うと何かあった時の文句が言えないというのが、建てる側の言い分のようなのです。町外ですと、そういう事はどんどんどんどん言えるし、定期的に検査には来てくれるなど、色々な事を聞きますとやはり、地元のサービスが足りない部分があるのかなと感じるところであります。

しかしながら、今申し上げましたように地元の土建業者さん方の仕事がなくなるという事は、大変な事ですから、今御提言のありました件につきましては、申し上げましたように十分予算編成の中で、前向きに検討をさせて頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）１０番。

○１０番（中村保夫議員）一再一 今、前向きに検討したいという話がありましたので、これ以上はあまり申し上げたくないのですが、とにかく建設課などの町内受注率が８０％或いは９０％まで、それほど町内の土建業者さんを優遇しているとは言いません、育てていっている沼田町なのです。その沼田町が、やはり建設というか住宅メーカーも育ててやるような政策を、やはり構築すべきだと思います。これは答弁いきませんので宜しくご協議をお願い致します。

〈橋場議員〉

○議長（吉田好宏議長）それでは１２番、橋場議員。国政問題、市町村合併問題について質問して下さい。

○１２番議員（橋場 守議員）１２番。合併問題について質問させて頂きます。地方自治体の原点というのは、そこに住み集う人達と共に力を合わせて作り上げていくと

ということです。合併されますと、沼田町民の人が妹背牛の人達と集い、共に力を合わせるといいう事ができないのです。あくまでもこの地域で力を合わせて町を盛り立てていかなければならない。そうすると、今国が押し付けてやっている町村合併の方向というのは、地方自治体の原点に逆らう、蔑ろにするやり方だと思っているのです。

私は、新潟の自治研究所という所を出した本を読んでいるのですけれども、最初にこんなことが書いてあります。迷子は何故迷子になるのか、1番目に迷子は現在自分が何処にいるのか分からないから迷子になる。二つ目に、当然行き先が分からない。三つ目には、行く方法が分からない。これが迷子だと最初に書いてあるのです。

何故、こういう事を私が言ったかといいますと、私達自身が政治的な方法で、特に今町村合併の問題で迷子になりかけている人が多いのです。私もそうかも知れません。そこで、迷子にならないために、しっかり勉強しなければならないと思っています。合併問題では、迷子にしようとして、迷子にさせておいて国が敷いたレールの方向に、その人達を持っていこうとして、あらゆる手を使っているようであります。

西尾私案が出た時に、1万人以上でなければ町村として認めないと出た時、全国町村会がすぐ全国大会を開きました。議長会も開きました。冗談ではないと反撃をした訳です。ところが、ああいう物が出てくると駄目じゃないのかなと、そういう考え方が浮かんでくるのです。そして11月13日は基礎的自治体の規模は1万くらいにすると、だけどこの時では、西尾私案よりずっと後退したのです。それはもう、絶対のものではないというような事を書かなきゃならない状況になった。私達はやはり、今、国の方があせっていると見て、しっかり自力でやっていけるのかどうなのかを検討しなければならない時だと思っています。

財政シミュレーションとか色々な言葉を使いまして、15年後になったらどうなるとかを盛んに作らせているのです。ところが国の方は、地方自治体がこれではやっていけないという方向を作りだせるような資料をどんどん出してきてやっているという事なのです。東川町では、町民の皆さんにそのシミュレーションを出したけれども、ある議員がこれはおかしいのではないか、もう1回やり直せといって町職員が一生懸命やったところ、全然違う資料ができた。つまり、国の方はみんなが仕方ないという方向の答えを出させるような資料を出しているので、是非そのような事のないように研究してほしいと思います。

それで、まず一番問題になってくるのは、地方交付税はどうなるかという話しだと思ふのです。さっきもちょっと協議会のところでそういう意見が出たので、地方交付税がなくなるのではないかという話もあったのですけれども、これは絶対になくならないのです。何故かと言ったら、地方交付税というのは何かと云ったら、その町の基準財政需要額と基準財政収入額の格差、多い時には向こうへ持って行かれるし、少ない時は交付税として出さなければならないのです。どんなに町村合併が行われたって、

基準財政需要額と収入額の格差というのとはなくならないのです。どんなことがあっても、交付税はなくならないという立場をきちっと確認する必要があるのではないかと思います。この点ひとつ答えて頂きたい。

それから、段階補正で相当減らされました。ところが、この段階補正をしたら合併になったら良いのかというと、絶対にあれなのです。例えば、貧乏な市と貧乏な町がくっついて金持ちになる訳はないのです。貧乏な町同士では、なおさら貧乏になるわけですから。そうすると、いつまでも段階補正というのは残っていくのです。ただ、小さい町ほど悪くなるのです。それはあるのです。しかし、段階補正はそのまま残っている。辛いけれどもやっていけるのではないかと。私はそんなふうに思っている訳です。

それで、段階補正のことを色々書いてありましたが、この段階補正を止めてしまえば、一切なくすというのが政府の諮問機関である、経済財政諮問会議でもって、牛尾治郎というのですか、それから本間正明という二人が主張したそうです。それで私は、財政課長にお願いして一体経済財政諮問会議の委員というのはどんな人がいるのかと調べてもらったのです。議長が、小泉純一郎。議員は福田康夫官房長官です。それから、竹中平蔵、麻生太郎、谷垣禎一財務大臣。それから中川昭一経済産業大臣。それから、福井俊彦といって日本銀行総裁なのです。そしてこの、牛尾さんと本間さんというのはどのような人かということ、牛尾さんというのはウシオ電気の株式会社の会長です。それから、本間さんというのは大阪大学大学院の経済学者ですけども、言ってみれば西尾さんと同じ立場をとる学者なのです。この委員の中に、奥田トヨタ自動車の会長、経団連の会長がなっているのです。そしたら、やる方向がわかるのです。道州制を作りなさいというのは、小さな町がたくさんあったのでは、大きな工事が出来ないのです。大型の無駄な公共事業やるためには、どうしても大きな財源を持つ自治体を作らなければならない。これは明らかなのです。こういう人達が進めているのですから私は、これは本当に眉唾つけて自立の道を考えていかなければならないのではないかなと思っています。してですね、町長、合併特例債だとか答弁にありましたけれども、全くあの通りなのです。財政シュミレーション作る時に、例えば合併したら特例債がくると、それから10年間は現状の市町村の財源そのままでいいですと、10年間認めるというのです。ところが実際に、あと5年間でそれが元に戻ってしまうのです。そしたら、人口割の基準財政需要額はそのまま少し増えるのです。だけど、何人以上何人とか、色々な事が数によって決められるのです。例えば、教育委員の数がぐっと減るとか、それとか議員の数もぐっと減るとか、色々なものが減らされて、基準財政需要額そのものが総体でものすごく小さくなっちゃう。これだったら、合併してもしなくても同じだったら、合併しないで頑張った方が良いと思うのです。そういう点で、さっき言った二つ、交付税が無くならないという事を確認できるか、それとも段階補正もありうるのだということが確認できるかどうかお答え

頂きたい。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）交付税と段階補正がなくなるかどうか、確認せよというのはちょっと私の方で決める事ではありませんので、まあ、町村会としては、当然保障された機能だという事で、なくさないようにという要請はしております。しかしながら、交付税総体の金額が抑えられてきておりますので、その辺と段階補正がだんだんだんだん縮小されている。そうすると町村財政は悪くなる一方、これは間違いない。現状の中ではそういう認識をさせて頂いています。ですから町村会を挙げて、そういう事はないように、本来の交付税の趣旨、段階補正の趣旨を十分理解していないという事で反論している訳ですが、全国の首長と一緒に努力をさせて頂きたいと思います。

議員さんおっしゃるように、国もどんどん軟弱な発言に変わってきているのは町村会、議長会が運動をしているお陰だと思っていますし、更に連携をとって強い要請をさせて頂きたいと思っていますところであります。

もう1点は、議員さんがおっしゃいました、10年経つと合併になっても大変だということは、本当にそのとおりで、今のシュミレーションで10年後どうなるのか、20年後どうなるのかとなった時おそらく、今のはじいている数字とは相当違いが出てくるでしょう。例えば1市5町、仮に深川市と合併してもこの地域は、人口増を見込める地域ではないのです。

私は良く例に挙げて言うのですが、例えば北空知信用金庫、人の会社が潰れる潰れないという話はちょっと問題かもしれませんが、実際に各5町の、それぞれの地域に根ざした支店があり活動があって、土建の業者もそうですが、企業があって北空知信用金庫というのは成り立って運営されているのだと思うのです。おそらく合併しますと、財政的な規模も縮小されますし、当然発注する事業量も減ってくる。そうすると、その地域に根ざした、例えば沼田信金、妹背牛信金などの支店機能も無くなるだろう。そうすると、合併して深川市に本店だけが残って営業ができるかといいますと、これはおそらく出来ないと思うのです。

ですから、深川市民の皆さん方は、自分の所に吸収合併すれば、自分の町が大きくなるって良くなると解釈していますけども、そうではなくて、逆のマイナス面が出てくるという事を全然想定していない。

後程ご説明しますが、1市5町の答申があった時に、私も担当課長と出席していましたが、ようするに除雪も現行を維持しましょう、学校も現行を維持しましょう、病院もそのまま維持しましょうと、きれい事ばかり並んでいるのです。そんなので合併の効果があるのかというと、絶対あり得ないのです。3農協だってそうですね、合併して均等にやりますといいながら、やはり徐々に徐々に秩父別に集まって来ています。これはやむを得ない現象なのです。これが町村の場合だともっと極端になります。例

えば合併して26人の市町村議会の議員定数になったとして、多度志の例をみてもあそこから出ている議員は一人です。それじゃ今、沼田の議員さんが13名いらっしゃいます、それが一人になる。その経済効果が地元では全然なくなってしまう。それから当然、町長もいなければ助役も収入役も教育長もいらなくなってしまう。各議員さんも全て減員体制になった時に、それじゃ北空知全体として経済が維持できるかどうかという問題になったら、これはおそらく、もし1市5町が合併して10年、20年たったらおそらく単独では生きられないだろう。次には、旭川か滝川との合併という論議がまた出てくるであろう。これは私の個人的な意見です。そういうものがあるとすれば、どうなのかという論議をしていかなければならない。

明らかに今の段階では、橋場議員がおっしゃるとおり全てがマイナス要因になるように、全部仕組みられていますから、金が無くなるので合併せざるを得ないという住民の反応になってしまうのかなと思っていますので、本来の地方自治の保障といいますか、機能をきちっと支えるように町村会通じて努力をさせていただきます。

○議長（吉田好宏議長）議長から申し上げます。国に対する問題点の質問であります。勤めて簡潔明瞭にお願いをしたい。なおまた、答弁する町長も簡潔にお願いしたい。それでは、12番。

○12番議員（橋場 守議員）一再一 はい、議長の提案ですが、そんな中身ではないので、きちっと言っておかなければならないと思うのです。

それで、地方交付税の無くなるかどうかは言えないというけども、実際に仕組みとして無くす事は出来ないのではないですか、もう一度それを聞きたい。そして、段階補正も合併したからといって、色々な段階が全部同じ位置になる訳ではないですから、益々段階補正が出てくると思うのです。ですから、仕組みとして実際にそれは無くならないとみた方が良いのではないですか。町長は言いづらいのかもしれませんが、私はそう思っているのですがどうでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）現在の、国の物事を進める状況を考えますと、例えばこの地方交付税というのを全国の首長が反対することによって、これは無くす事が出来ないなという判断になるかもしれません。しかし、方法論としては違う制度に切り換えて、徐々にそれを無くしていこう。これはあくまでも国の法律でやっている事ですから、私どもが言うよりも、国会議員の先生方がしっかりとそういう認識をして、無くす訳にいかないという認識になってもらわないと、これは無くなってしまうだろう。だから町村会としては、無くさないようにという運動は続けさせていただきます。

○議長（吉田好宏議長）はい次、米政策改革大綱について説明して下さい。

○12番議員（橋場 守議員）また、議長に言われそうなのですが、大変な状況なのです。私、現在沼田の耕作面積の資料を見せて頂いたのですけれども、凄いです。私

達は担い手と言ったら、後継者の事と思っていたら、国はそうではないのです。農業の担い手というのは、北海道でいうと10町以上でなければ担い手農家と言わない。個々でいうと、集団でその地域の人が何戸か集まって21町か20町の団体を作らなければ担い手とみなさないというのです。

それ以下の人達は、来年転作奨励金だとかきた場合、その担い手農家から外れてしまうので、6万円くらい来るものが3万円くらいになったり、全くやっていけない状況をつくるのが、今度の米改革大綱だと思うのです。私達の立場に立って、この大綱を見ている先生方の答えをみますと、改革大綱というのは、価格保障を完全に抹殺してしまうという方向があると言っています。

それから、稲作経営安定対策も大改悪して、将来は無くす方向だと言っています。

それから今度の転作は、今まで面積でやっていたけれど、今度は量でやるのです。そして量が余ってしまえば、それは自分達で処理しなさい。言ってみれば、津川議員があれしたように、何とか町で販売ルートを見つけてくれという事になるのかもしれないけれども、とんでもない事になっています。

こういう大綱に対して、町長はやらざるを得ないと思うのです。そのビジョンを作らないと、国から金が来なくなりますから。だけれども、立場として農家の皆さんに、こんな事を出して良いのかという事をもっと宣伝、これは本来農協さんや農民協の皆さんがやらなきゃならない事だと思いますが、そうしなければならないと思うのです。それで、価格保障についていいますと、これ町長のところに資料いきましたでしょう。国会の討論がありますが、平成14年の9月24日なのですが、国会の中でWTO農業協定の中で色々と国際的な約束事があるけども、一番あれしているのは、価格保障をするなという事が一番基本なのです。ところが、それでも全部ではない。そこで1980何年だか3年間の国が出していた保障を平均にして、それから3割減らしなさいというのが約束事らしいのです。何故こんな事を言うかと言ったら、私農村の議員さん達も、その事で農家に行って、こんな事国にやらせて良いかという事を要求するべきだと思うので、いますけども、農家の議員の皆さん分かっているのか知りませんが、国が予算として持っても良い額というのは、3兆9千億円くらい農業の価格保障に使っても良い枠があるのだそうです。ところが、何年度かしらないけども、それを7千億円くらいしか使っていないのです。そこで、うちのマツモトゼンメイ議員が質問したのです。いま米60和、幾らの値段だと、これを国が1俵2万円の下支えをする事にして、国がかかる金は2兆円なんぼだと言ったら向こうはそうですと答えるのです。そして、それでもまだ、6千億円余るというくらい価格保障しても良い事になっているのです。ところが、農家の人も誰もそんな2万円無理だと皆さん言っていましたから、ひとつも要求していないのです。

それで、WTOとの闘いをやるのに、あなたの国では何もやっていないじゃないか

と、やっていないのになんでこんな枠を取るのだという事で言われますよとだから、使える事はやるべきことは全部やりなさいと言って要求しているのです。こういう辺り、農家の皆さん要求しないのでしょうか、町長この点をしっかり農家の皆さんに伝えるべきではないかと思うのですが、これから計画立てていく上で、沼田は非常に規模が大きいので、担い手農家でない農家は少ないのです。だけどなんぼか外れるわけです。その人達の対策はどうするのかという事をお聞きしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）端的にお答えしますと、最終的におっしゃるとおり北海道は10ha以上。こういうものに対しては、道の町村会も反対運動をしております。しかしながら、これの一定の方向というのは全中も了解しているのだと思うのです。新聞紙上で発表する時には、トップ会談やった後の発表ですから、おそらくある程度 of 了解に達した発表をしていると思いますので、その辺はやはり農協さんですとか、農家の皆さん方がもう少しその理解をして頂く必要があると思っています。

後、全体をとおして橋場議員さんの方からお話がありましたのは、それぞれの考え方の内容の説明だと思いますので、私も十分理解をさせて頂きましたので、最後の担い手に漏れた方をどうするのか、これはまだ最終的な事を検討している部分が、どういう状況で報告されてそれが承認されるのかまだ決まっていますので、その策定された段階で、どういう状況になるか十分検討させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）12番。

○12番議員（橋場 守議員）一再— それで、規模を拡大してコストダウンするというのを改革大綱でも言っているのです。4割から6割、コストを下げるという方向だと言っているのです。ところがそれで、外国から太刀打ち出来るかと言うと、出来ないと言っているのです。例えばアメリカにおきましては、1戸当り137haでございます。〜〜日本の生産コストと比較しますと、10分の1程度でありますから、なかなか〜並にはいかないと、そしてですね、一番あれなのは、国と財界が、競争力のない産業は退場しなさいと、こう言っているのです。だから、日本の農業というのは外国と全然競争にならなのです。国はもともと、農業に出す予算を削って大企業奉仕のために使えとっているのです。これがずっと財界の要求だったのです。ところが、それをずんずんそのとおり国が進められてきても、沼田町は現状のとおり、規模拡大、規模拡大といって、国の言うとおりの事を一番やってきた町です。そう思いませんか。その町の農家の人が、やあこれでもっと補助してほしいとって来るのですが、私は規模拡大規模拡大といったのに、何故国の言いなりどおりにやってきたのに、今こんな状況なのだろうという事を、農家の皆さん考えてもらわなければならないと思うのです。私はそう思っています。

とにかく何故そうするのですかと言ったら、ひどいふざけた答弁をしているのです。

米余りは豊作が続いたからだ、だから減らさなければならないと言っているのです。ところが、今のようになったらがっばり、米が足りなくて大変だという状況になっています。もち米が、外国から安く入れてきて、商社は物凄く高く、値段の4倍くらい高く売っているそうです。この不作の状態をテコにして、外国からの輸入をおおっぴらにするという方向が今、やられてきているということです。私はやはり、そういうのをきちっと、私ね思うのです。沼田の農業だけではなくて、日本の食糧どうするのだという立場から、本州の5反や6反の米作っている人は辞めてもらいたいなどと言う人がいるのですが、そうではなくて、やはり大きな立場で、日本国民の食糧どうするのかという立場で、農協や農民団体の幹部の人は考えてもらうべきではないかと思うのですが、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）おっしゃっている事も私ども理解する部分がありますので、非常に大規模経営、大規模経営と言ってきたことに対する反省も、町村会の中でも非常に出ておりますし、そうした中で今、輸入の農産物の非常に危険性というのも新聞紙上論議されておりますので、きっとそういう意味では、町村会も掲げております所得補償制度も含めて、農業のあり方というのはもう少し論議をされる必要があると思います。

そういう中で、前々から申し上げておりますように、農家の皆さん方もやはり、積極的にもう少し声を出して実状を訴える必要があるのかなと思っておりますので、今後とも引き続き、農協或い農民協の皆さん方、或いは関係する団体の皆さん方と十分論議をさせて頂いて、言うべき事は言っていきたいと思っておりますので、またご指導を賜りたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。次、消費税増税に反対の立場を明確にしてほしい。

○12番議員（橋場 守議員）今、年金だとか社会保険の負担について、国が20%くらいの労使の折半の分を上げたいと言っているのに、財界が駄目だと言っている。それは高すぎる。別に労働者のことを考えて言っている訳ではないのです。自分達の負担分を減らせと、させるなという事なのです。負担を増やすなという事を要求しているのです。その分どうするのかといたら、消費税を18%にしろという事を経団連は言っているのです。私は、本当に町長、町村会などで正しい決議をすると自民党が曲げてきますから、やってほしいのですけども、今やられているのは、社会保障のために消費税を上げるのだと言っているのですが、全く嘘なのです。これまで15年間消費税をやった中で、消費税が集まったのは136兆円だ。この同じ期間に、会社が納める法人税、この3つの法人税が減収した分が131兆円だということです。だから、国や財界が考えているのは、自分達の税金を負けさせて、その分を消費税で

負担させるというのが目標みたいなのです。私は、これは、役場職員の人達もしっかり考えて、町民の皆さんに話をしてほしいのですけども、福祉のためにというのは、困った人を助ける事なのです。ところが消費税というのは福祉を受けなければならない人達に一番重くのしかかる税金なのです。ですから、税金は、誰かが言われたように、応能主義に徹するのが税金の本来の姿ですよ、そういう意味で町長ひとつ明確に、前に町長福祉のためならと答弁していたので、そうじゃないと私は思うので、是非とも消費税は益々困った人を苦しめるものだから、これには反対という立場を明確にして、町村会の中での議論をはってほしいなと思っていますが如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）一般的に今の年金問題ですとか、医療の問題ですとか様々な問題についてはご理解頂いていると思いますが、そうした中で従来も答弁をさせて頂いておりますが、若干の消費税の増額という事は避けて通れないのかなと、これは私の橋場議員さんとの見解の違いなのかもしれませんが、私自身はそう思っております。

例えば、北欧に私も派遣をさせて頂き、その勉強をさせて頂きましたけども、25%とか30%近い消費税の中で、絶対の社会保障はしっかりされていると聞きますと、これも一理あるかなと感じが致します。そうした意味でしっかりと、消費税の行き先を監視しながら、使途をしっかりと見極めながら、もういうものもやむを得ないのかなと、まあ具体的な検討をした訳ではありませんが、漠然とそういうような認識をさせて頂いています。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番議員（橋場 守議員）一再 だけど町長、136兆円集まったのに、国民の福祉の関係がどうなっているのか、介護保険料は上がってしまうし、お年寄りの医療費は低額から定率にさせられたと、健康保険は本人でさえ3割負担させられている。何一つ良くなった所は無いのです。やはり、これからやられるのも、まさにそういう方向に行くのです。今日の道新に、自民・民主・公明の政策評価した上で、日本経団連が、その政党に或いは政治家に献金を行いますと書いてあるのです。だけどこれは、私達の赤旗新聞では11月4日に、大きく出してあるのです。税制改革、法人税引き下げ、企業の税、社会保障負担の抑制、その政策に自民党はA B C Dとこうやってて、わけたるのです。点数とって。その選挙の政策によって自民党はBだと、民主党はBだと、公明党は掲げていないのでCだと、それから保守党はもっと財界よりだ、社民党はD、Dというのはずっと悪い方なのです。共産党とEと、これはとんでもない問題にならないという悪いところですよ。そういうふうな、こういう消費税を上げるという政党や、議員がいたら政治献金はあげますという、政治そのものを金で買うような方向をおくめんも無く出してきているのです。こういう状況の中で、そんな政治をやらしてはならないという立場で、消費税をきっちり、現実を見れば分かる訳でしょう。

136兆円あれしたけど、福祉はどんどん悪くなっているでしょう。そういう立場をしっかりと見据えて町長、是非反対の立場を明確にできなければ仕方ないけれども、私はしてほしいと思っていますが如何でしょうか。

私は、答弁いらないとは言いません。質疑だから必ず答弁もらわなければならないので、宜しくお願いします。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）内容については十分勉強させて頂きました。あの私は、基本的にそういう使い方が曖昧で、国民のためになっていないとすれば、これはやはりこれから論議をして、必要な社会保障に消費税が充当されるように、或いはその財源が一部地方公共団体にも配分がなされるように、そういう運動もひとつの方法かと思います。

おっしゃられる法人税だとか、それらについてはまた、それなりの考え方もあろうかと思いますので、十分勉強をまた続けさせて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）次、建設労働者の、冬期技能講習の継続についてを質問して下さい。

○12番議員（橋場 守議員）実は、今年で季節労働者が毎年1月から3月で、20日間講習を受けてお金を支給してもらう、冬期技能講習なのですが、今年度で一旦切れることになっていたのです。これを、国はもう止めるといったのですが、私達代表を東京に送ったり色々交渉しまして、3年間の継続は決まったのです。3年後には廃止しますという事になっています。今までは、大体継続で1回決めれば6年はやったのです。だけど、そういう方向で打ち出してきました。しかも、これまで20日間講習をやっていたのを、去年から変わって一般講習は16日を今度12日にしてしまうのです。そして委託講習といって、機械の免許を取る講習は3日間やれるという事、ところが、講習が今まで3時間だったのです。それを4時間にしなさいというのです。私達はそんなのは大変だと、現業労働者というのは、スコップ持っていたら8時間でも9時間でも働けるけども、机に座っているのは3時間が限度だといったら、役人さんは小学校低学年でも4時間やっていると言ったのです。とんでもない、本当にひどい話なのです。それで、去年は130数人この講習を受けました。そしてこの沼田町の人達が頂いたお金は、1,600万円です。今年、職員の皆さんは2,000万円賃金カットされますけど、それに見合ったくらいのお金を今までもらっていたのです。それを来年からは、ひどい減らされます。是非、元に戻すことを町村会で奮闘して頂きたいなと思っていますが如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）この件は、町村会でも非常に問題にしていますし、北海道庁も同じように運動に参加をしています。というのは、北海道の特殊な事情を訴えて、

この制度は北海道としては無くすべきではないと、非常に冬期間の雇用の問題などからなくす訳にはいかないという事でやっていますので、なお議員のおっしゃるように、元のという事は、まだ有利な条件で戻せという事ですから、これらについては町村会と十分対応していきたいと思います。

〈山田議員〉

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。次に、6番山田議員。冬期間の歩行者に対する交通安全対策について質問して下さい。

○6番（山田英次議員）6番、山田です。今までは格調高い全国的なレベルで話がありましたが、簡単に庶民の身近な問題としてお話をさせていただきます。

ちょっと時期的に、私が質問する時には雪があると思ったのですが、あいにく雪が少なく、歩行者が夏とたいして変わらないような状態にいる現状ですが、今日も役場の前の方で、砂を撒かれていたように、雪が少なくても中々足元がきちんとしていない部分がある。特に、もう少し雪が降って排雪をするちょっと前くらいの交差点ですと、大変な雪の状況。それから、折角素晴らしい歩道が出来ているのですが、冬の間はほとんど使われていないという状態でございます。

それと私が一番今日のことで言いたいのは、町道だとか道道だとか、国道だとか、道路に区別をしているのですか、町民がそこで生活している人達に対しては区別して歩いている訳ではないので、やはり同じような除雪体制、同じような安全対策を講じて頂きたいなというふうに思っております。交差点の雪を積まれるのは、その家の前だけではなく、交差点ですから四つ角の全部の雪が四箇所へ寄せられる。ですから、その家に見れば、家の雪出ないから積んで良いだろうという考え方だと思うのですが、やはり交差点に住んでいる人というのは、公共的にでも社会的にでも素晴らしい場所に住んでいるのですから、少しは汗をかいて、その雪を皆さんに迷惑のかからないような事の努力というか、協力をしてもらっても良いのではないのかなという気がするのです。今、町が大変な時期だとか、国が大変な時期だとか、財政的にそのような事が言われているのですが、町民一人一人が少し汗を流すと、少しはお金をかけなくても済む部分が出来るのかなと思うのですけれども、大型のかい重機でどっと置いてかれた雪を小さいスコップではねなさいといっても、これは中々できる技でもないと思うし、もう少し雪が降るとダンプだとか大型車が通る交差点を、歩道を使わないで、車道を通行しなければならない。足腰の丈夫な人だとさっと避けられるのですが、私もその年代になってきたのですが、足腰が弱くなるとは簡単にはそこから避けられないという現状でございますので、私の言いたいことは道々だとか町道だとか言わないで、きちんとレベルがきちんと同じような歩道の除雪をして頂ければ、どうかなという事で町長のお考えを聞かせて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）現実には国道、町道、道々というのは存在している訳でして、除雪の区域がそれぞれ分担をしていますので、一律には中々ならないかと思いますが、おっしゃられるような危険の箇所については、当然敷地の住民の皆さんにも協力を頂かなければなりません、担当課に十分現地を見させて、危険性の無いような対応策を考えていきたいなと思っています。

特に、役場の前が一番、交差点で歩道がふさがっている状況かなと思いますが、この辺の対応については、ちょっと違う角度から検討させて頂きまして、なんとか町内会の協力とかを得られるか、或いは本人がそういう努力をされるか、そういう事を含めて対応を検討させて頂きたいと思っています。いずれにしましてもそういう箇所がまた、ありましたら、是非また役場の方にご一報頂ければ、どういう対応したらよいかを十分検討させて頂きます。

○議長（吉田好宏議長）6番。

○6番（山田英次議員）一再― それから、屋根の雪のことを書いてあるのですが、道路に屋根の雪が落ちる家もございますし、全然道路に落ちないで、裏側に落ちる家もあります。それで、確か融雪溝を作る時に、除雪の協議会ができたと聞きましたけれども、それは3年ほど経たなければ、そういう良いとか悪いとか長所短所がでないと思います。今年で2年目だと思うのですが、1年目は途中からだと思います。やはり、来年くらいになって始めて色々な問題点が出るのだと思うのですが、ひとつ屋根の雪を全部道路に出して、排雪で持っていつてもらえるという考え方の人が、たくさんいるとすれば、全然出さない人と出す人との区別がつかない。全然でない家の人にとっては、わざわざ裏から持ってきて出すなんて事にもならないと思うのですが、そういう協議会が出来ている方々の幾らかの負担をお願いして、町の財政にも足しになるというような考え方と、それから一生懸命融雪をされているといいますか、今、機械を買って補助を出しますという制度がございますが、今までも融雪をして水の出が悪いとか、ポンプが古くなって、中々水が出ないとか、もしも町がたくさん出るようなポンプを打ってくれるのなら、私達でパイプを配管して、融雪の小さい物も作って、自分の家の前くらい屋根の雪くらいは自分達で融かしてみたいのだというような人もたくさんいると思うのです。そのようなポンプアップを地域にして頂けるような考え方は無いのか、先程町長の答弁で、国に大型の機械で融かせるような施設をお願いしているというお話ですけども、まず率先して町で試験的に1箇所でも2箇所でも作る気持ちが無いのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）現在は既存の融雪槽が老朽化して更新をする時には助成の対象に入れていると思いますので、対象になっていると思います。従って、今議員がおっしゃるように何戸がかたまったり、或いは個人で融雪槽を作る支援の制度はまだ持

っています、おっしゃるのは全額町で出して作れという事だとすれば、ちょっと今までのやり方と違いますので、その辺も十分論議をさせて頂きたいと思います。可能性としては、町内がひとつになってそこで全部処理できますよというのであれば、これは町としても、除雪費の軽減からいっても可能性がある気も致しますので、具体的に検討させて頂きたいと思います。

それと危険防止の関係と合わせて、除排雪の関係は本当に難しい問題で、現場を預かっている除雪担当職員もそうですけども、働いて頂いている臨時の方も本当にどうやって何処までやればいいのか、困惑している部分があると思うのです。この辺はやはり、建設課の方で広報活動をしながらか良識ある判断をしてもらうより仕方ないだろうと思いますので、その辺をご理解頂きたい。

それから、協力費といいますか先程も答弁申し上げましたように、可能であればそういう制度を設けて雪の処理を積極的に町が関与できるような方向性の検討もしていかなければならないのかなと思っております。

加えて、今、歩道除雪をして安全確保をしておりますけども、道路側に屋根雪が落ちる所は歩道を空けないようにしています。ところが、個人で空ける場合があるので。すると子供達は分からないので、屋根に雪がどっさり乗っている所でも平気で歩いていくというケースもありますので、その辺は担当課の方で巡回しながら協力頂きます。まあ、綺麗にしているのだから何を言かと、役場に文句を言うそうですがそういう危険性があるという事を理解して頂いて徹底をしたい。それから、一部の町内では、歩道を空ける事によって逆に車道が狭くなって困るから歩道を空けないでほしいという町内が何箇所かあります。これらについても、良かれと思ってやっているのですけども、そういう結果が出る。これは町内会とも論議をしなければなりません、ご指摘のように交通安全対策については十分そういう面で気をつけて対応させて頂きます。

○議長（吉田好宏議長） 6 番。

○6 番（山田英次議員） 一再々ー 今私が言っているのは、ポンプアップしても10万か20万のポンプではまず出ないと思うのです。100万円単位になると思うのですが、そうするとその半額の50万円を自分の家でするとなると大きな話だし、100万円程度ポンプアップして相当の水が出ると1軒ではなくて、その一画全部がそこに持って行き雪を融かせる。それから交差点の雪も、そこに入れられる。されを先程町長が言っていました、国にお願いしているというのも、大きな方式の事だと思うのですが、町の方のどこかにそういうものも一つか二つ作ってみる気持ちがないのですかという事でお聞きしたわけであります。答弁願いたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） 申し上げておりますように、国に対してはそういう要請をし

ておりまして、町もそういう面での融雪溝、国と道で作れば町道にもとういうものを作ろうと考えておりますけども、今おっしゃられるのはその融雪溝に面していない所でそのようなものを作ってほしいという事ですね。私どもが要請しているのは、今の融雪溝が敷設されている水を使って、大型で融かすものを要請しているのです。議員さんおっしゃるのは、例えば4町内の何処かにそういうものを作って、共同で使う場所を町で考えないかという事ですね、ちょっと今までそのような事を考えた事ありませんので、どういう費用が掛かってどういう事なのか、建設課長の方に検討させてみたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

(教育長への一般質問)

〈野議員〉

○議長（吉田好宏議長）以上で、町長に対する一般質問を終わります。次に、教育長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。11番、野議員。いじめ対策について質問して下さい。

○11番（野 道夫議員）11番、農政、商工、日本経済連のお話、又、消費税の136兆円の話から、私は小さな沼田小学校、中学校の話に移りたいと思います。

沼田町のいじめ対策について、教育長にお尋ねをしたいと思います。お聞きをしますと沼田小学校で、1件、中学校で4件、いじめによって転校1件のいじめの報告が、ありましたが、その後の追跡等で解消されたのか。お伺いを致したいと思います。いじめ問題を、社会の病理の一つとして捉え、人間を大事にする教育の実現こそ問題克服の道であると考えますが、当町におけるいじめの対策、学校内での取り組みについて、どのように行っているか。その中身を、私、お聞きしたいと思います。教育長お願いします。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）今、いじめという事なのですが、決算特別委員会で、うちの担当者が、報告した中という事ですけども、内容を聞きますと、不登校の対応について、御説明申し上げたと、そのように私は、聞いております。そこで、議員さんはですね、不登校＝いじめと、そのように理解されたのかなと、そう思っているわけですが、只ですね、この不登校生はですね、色んな要件といいますか、要因がありまして、単に原因がこれだというのが無いわけですね。学校長の分析の中、学校長に聞きましてもですね、どちらかというと、家庭的な問題、それから自分・個人の問題、例えば、人間関係が上手くいかないとか、あるいは、学力がついていかれないとか。あるいはですね、情緒不安定、知的な遅れ、それから無気力、こういった多種多様な事が原因になっているという事なのです。一概にこれは、不登校といいながらも非常に難しい。我々学校としては、いじめとは、理解していな

いわけです。そこで、学校の対応は、どうなっているかと申し上げますと、只今、小学校1件という事ではありますが、実は、事務局の間違いで2件なのです。これは、兄弟で不登校なのです。お姉ちゃんが、学校に行かないから下の子も行かなくなりました。これをよく聞きますと多分に家庭的な事があって学校に行かなくてもいいと親がそう言うておられるのです。それから、中学校の4件とおっしゃいましたが、現在、1人登校しました。現在、3名が不登校になっております。その3名は、小学校5年生・6年生から不登校気味だったのですね。しかし出たり出なったりしてた。そういうまあ、児童生徒なのです。それで、この3人の中を分析をしますと、1人は、知的障害なのです。それで、今、学校の対策としては、4月からは、特別学級・特学を設けまして、そこに入っていくように親の了解を得ました。それから、残りの2人は、家庭的な問題が大きいわけですね。もう1人は、わがままで人間関係が造る事が出来ない。これは岩見沢の児童相談所で調べますと高機能自閉症、自分勝手な事ばかり言う。という大人に対しても、食ってかかるといいますか、そういうような児童のようでございます。それで、教育委員会と致しましては、こういう事は細かく、学校長から細かく聞いておりますので、学校と家庭と教育委員会が行動・連携を取りながら対応しているという実態でございます。それと、転校1名のいじめという事ではありますが、これ、どなたの事を、言うておられるのか、ちょっと分かりませんが、多分、これは、プライバシーの問題になりますので、私は、多分今年の5月に旭川に転校された生徒の事をおっしゃっているのではないかなと思うわけですが、この方は、昨年の平成14年の7月にこれまた家庭的な問題があって、お母さんが沼田に来たのです。お母さんに付いてこの生徒も来た、そして沼田に編入したのですけれども、どうしてもやはり、今まで旭川で育ったという事で、お父さんが旭川にいるという事で、旭川の方に転校しました。これは、5月でございます。これは、あくまでも本人の意向でしていじめではありません。こういった事が内容でございますので、御理解をしていただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、11番。

○11番（野道夫議員）一再一分かりました。教育長、中身的に説明が、あったわけではありますが、教師全員が、注意深く観察をすると同時に家庭との連携を蜜にする。そして、又、更に教師だけでなく、教育委員会も一緒になってこういう対策に私は、真剣に取り組んでいただきたい。こういったお答えについても学校にお任せをし、学校が調査をしたものを、只、そのまま朗読したのかなという感じもするんですけども、やはり教育委員会、今教育行政というのは、沼田小学校と中学校しかないんですから、教育委員会というのは。今日の色んな新聞でも、これから教育委員会というものを、廃止すべきだろうという、その話も出ておりましたね。これは、2・3年後になったら教育委員会が無くなるからと思うのだけれども、という事は、

教育行政というものは、どういうものなのだという事だと私は思うのです。そこでなくなら無い内に私は、この少ない沼田小学校・中学校の子ども達にこういった問題が起きないように一つ、学校の教員というのは、2・3年で代わるのですから、教育長さんは、ずーっとおられるんですから、教育委員長もおられますけれども、この辺を真剣に取り組んでいただいて札幌のような町であれば、別です。沼田の小さな町ですから、こういったお話が出ないように十分ひとつ気をつけて今後、御指導を願いたい。という事で終わります。

○議長（吉田好宏議長）はい、次に同じく11番。社会科の副読本（沼田町の農業）の作成についてを質問して下さい。

○11番（野 道夫議員）11番。続いて申し上げます。社会科の副読本、これ沼田町の農業の作成についてという事で、私去年か一昨年に、副読本を沼田町の小学校に作成してはどうかというお話をした事がございますが、中身については委員会としても、これについては検討していこうという事であったという感じもします。今回私は、沼田小学校の5年生・6年生に社会科の副読本を作成し、農業の後継者確保対策事業の一環として毎年最新の統計を使って、町内全域の土地の利用状況、地区別生産物の特徴、主な出荷先などが解説されている他、輸入牛肉と国産牛肉との競争問題や、水田の転作問題等にもふれた冊子を教育委員会、農業振興課と一緒に作成配付をする事はどうか。今現在、空知管内というのは農業が1次産業である。そういった後継者対策は、現状の後継者対策というのは何をもって後継者対策をしているのかという感じがするのです。

後継者対策というのは、二十歳になってからではなく、小学校の5年生、6年生くらいから指導していく事が教育ではないかという感じがします。そのような事で、私はこれを通告して、7日か10日経ちますが、教育委員会の中でどのようにお考えになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）ご承知のとおり、学校というのは学年に応じて教育課程が編成されて、授業時数が組まれている訳です。その中で、社会科の副読本というのは、小学校3年生・4年生の時点で、地域の学習の時間を学ぶ事になっているのです。今の所、その3年生・4年生の時に、その時間の中で「私達の沼田」と題して副読本を活用しているのです。

議員がおっしゃいます、農業の後継者を育てるために5年生・6年生にもう一度副読本で専門的な産業関係を教える事が必要ではないかとおっしゃいますが、教えることにこした事はない訳ですが、今申し上げたように、教育課程の中で時間数が組まれて、学年に応じて教育をする訳です。その中では無理なのです。

それでは、5年生・6年生の社会科の時間ではどのような事を教えているかという

ことですが、どちらかというと憲法、国会の仕組み、日本の歴史と経済、世界の中の日本、国土と環境。こういった広い視野に立った教育・勉強をしなければならないという学年になっている訳です。従いまして今、野議員言われますように、5・6年生に副読本を与えて、産業を教えるという事は時間的には無理です。ただし、担任の先生がたまたま日本の経済を教えている中で、その時に先生が沼田町の産業について知ってもらふ必要があると思えば、農業振興課や農協或いは改良区等に行って、今の一番新しい沼田の実態を資料としてもらい、その時教えるかもしれない。それはかまわないと思います。でも、副読本まで与えて教えるという時間まではとれないという事でございますので、ご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 11番。

○11番（野 道夫議員） 一再 分かりました。簡単にいうと駄目だという感じもします。ですが、教育長、今の小学校の3・4年生に憲法とかの話をして、役場の職員さんでも憲法の話を読まれたら、どれくらい理解できますか。その難しい憲法を小学校の2・3年生に教えて……5・6年生ですか？まあ、それでもいいです。

今日、農業委員会の会長さんもずっと始まりから終わりまでおられるのですが、私は、農業の後継者など色々な問題は子供の時代から教えていく事が必要と思います。教育長は、そういうものは別な授業があると言いましたけども、総合学習というものは、そういうものを中に取り入れれば何でも出来るのはずです。

沼田町の夜高あんどんだって、ずっと小学校でやっている訳でしょう。それらも、学習の中でやれるのであれば、こういう沼田町の1次産業、夜高は1次産業ではない訳でしょう。沼田町の1次産業、こういったものを取り入れて、子供達に指導する。私、子供達に米価、年代～～というのがあって、生産者の米1俵当りが昭和30年から5年刻みくらいで、こういう金額になっているという事も子供達に教えたら、子供も見てくれると思うのです。

先程、津川議員言いましたけども、20,200円の入札というのは、日本始まって初めての金額が出たと思います。それまでに一番高い米は何時かという、昭和60年の18,668円。これが一番高いのです。ですから、今回20,200円入札の事とか、先程津川さんの方からあった、お米の流通。沼田町で生産した米が、どのように流通して、何処に行って消費されているか。どうですか、誰も分からないじゃあないか。農協の理事さんをやった人もたくさんおります。私も改良区にいましたけども、だから、こういった事を指導していくのが教育委員会。貴方がたが農協に行って、実はこうなんだけど、何処にいつていますかとたずね、それは分かりませんでは通じません。

私どもも、産業建設常任委員会の時に千葉に行きました。千葉に行った時に、頼むから視察場所であり変な質問はしないで下さいという電話がありました。沼田町から米が来て、この後どうなるという事を聞かれたら困るから、一切ノーコメントにし

て下さいというので、私は向こうのお話をただ黙って聞いて沼田町に帰ってきた事があるのです。

やはり、沼田町の農業の歴史とか、これからの事については私は必要があるので、十分検討して頂きたいと思いますが、もう1回返事して下さい。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）野議員さんの言う事も良く分かります。3・4年生の時に、農業の流通問題などを教えても多分、余り分からないと思うのです。5・6年生で少しは、物事が分かる時点で、沼田の産業というものをしっかりと教えてくれたらいいのじゃあないかと、それは十分私もわかるのです。ですが、今申し上げましたように、学年に応じて時間数が決まっていて、その時その時に教えなければならない授業というのがあります。それでたまたまその時に、産業とかに触れた時に、沼田の実態とかを合わせて教える事によって、教えやすいですね。私はそのように教えて頂ければ、一番良いと思っていますのでご理解頂きたいと思います。わたしも、理解をしておりますので。

○11番（野 道夫議員）一々資料がなかったら教えられない。農業振興課長もいるから、私は資料をちゃんと作ってあげれば、沼田町の子供達が沼田町の農業を勉強してくれるのではないかという事です。以上です。

〈橋場議員〉

○議長（吉田好宏議長）次に、12番、橋場議員。小学校のグラウンド整備について質問して下さい。

○12番議員（橋場 守議員）質問の前に、議事進行についてちょっと発言したいのですが、私も過去にはそういう事をしたと思うのですが、答弁いりませんというのは、質問ではないので、あまりにも答弁いりません、いりませんというのが増えると、一般質問がなくなってしまうので、さっき私は答えを聞いたかったのに議長止めてしまって、聞けなかったのがありましたけども、質問ですから、答えのいらぬものは質問にはならないので、やめた方が良くと思うので、議事進行をお願いします。

○議長（吉田好宏議長）はい、分かりました。

○12番議員（橋場 守議員）それでは質問します。小学校のグラウンドが非常にひどいというのは、前にもお話をしたのですが、まだ中々進んでいないので一体どうなっているのか、それからバス停ですが、冬になったら学校の反対側で乗る場合があるのです。そうすると、学校側で遊んでいてバスが来たら慌てて飛び出す可能性があるのです。そういう場合危険なので、できれば学校の向かい側ではなくて、どちらに行くバスも学校側を通して乗せてもらう対策を是非とるべきと思いますが如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○教育長（篠田繁彦教育長）小学校のグラウンドの整備につきましては、議員も十分ご

承知ですし、私も十分承知しているつもりです。教育委員会としては、子供達のために出来るだけ環境整備をしなければならないという事は重々認識しておりますが、ご承知のとおり財政的に非常に厳しいものですから、毎年学校長に、難易度といいますか緊急度を聞きながら、今年はどれを優先順位にしたいのかを聞きながら、或いは我慢してもらっている所もありますが、順位を決めて取り組んでおります。

それと、小学校前のバス停の問題ですが、これも校長に確認しました。実態は今、橋場議員さん言われるとおり、学校の向かい側にもあるのです。今、そこを利用している生徒は3、4人だそうです。それで、学校側で待機していて時刻の2、3分前になれば、信号機付きの横断歩道を渡って行っているようです。ただ、学校としては、バス停が学校側にあるにこした事は無いが、今はそれほど不便はきたしていないという事です。ただ、雨が降ったり色々な問題が起き、急いで行くことになるとう国道を横断するので、確かに危険な事もあるかなと心配しておりましたが、今後予算のこともありますので、よく理事者と協議させて頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）12番。

○12番議員（橋場 守議員）一再ー 農業問題にしても、消費税にしても、これは町民の関係の無いことではなくて、消費税などは一番困っている年金受給者の人達に負担がくるので、本当に町民の生活に密着したものだと思うのです。

それで、グラウンドの整備なのですが実際にやりたくても、国から大きな助成金が来なかったら、町だけではできないのです。やはり、小学校・中学校の教育施設の耐震検査をなさいと義務付けられているけど、次長ではないけれど、全然駄目なのは知っていますというのです。だけど、そうなっても実際直す事ができない訳ですよ。やはり、耐震検査をなさいというのであれば、国が金を出しますという事で無いと駄目なのです。

グラウンド整備にしても、少子化状態というのは、社会が子供を産めない状況をつくっているのです。グラウンド整備にも国が金を出すべきだと町を挙げて、教育委員会だってやらなければいけないのです。優先順位がありますから私は1番にしてほしいと思うのですが、そういうことも国や支庁・道に対して要求していくべきだと思っておりますが如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）そういう施設整備の関係で、グラウンド整備が対象になるのであれば、対処していきたいと思っておりますので、また、順位の問題もありますけれども、本当にこれも財政的なことが絡んできますので、理事者ともよく協議をさせて頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。以上で、教育長に対する一般質問を終わります。これをもって、一般質問を終了致します。

(延 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）お諮り致します。本日の会議はこれで延会致したいと思
います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会する
ことに決しました。

1 6 時 0 6 分 延会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですね。以上で、教育長に対する一般質問を終わります。これをもって、一般質問を終了致します。

（一 般 議 案）

○議長（吉田好宏議長）日程第9、議案第61号。平成15年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長） 議案第61号。平成15年度沼田町一般会計補正予算について。平成15年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成15年9月11日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、平成15年沼田町一般会計補正予算（第2号）を説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、12番。

○12番議員（橋場 守議員）9頁なのですが、スコーレセンターの中で説明はボイラー工事という事で説明があったのですが、今、軽食を提供する施設をこれまで何回かいじっているのです。今もいじっているのは、あれは何の改修なのですか。

○議長（吉田好宏議長）建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）現在工事を実施している部分については、手打ちそばのそばコーナーを造成している最中でございます。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第61号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第10、議案第62号。平成15年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園長（田中 聡園長）議案第62号。平成15年度沼田町特別養護老人ホー

ム特別会計補正予算について。平成１５年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成１５年９月１１日提出、沼田町長名でございます。別冊の補正予算第２号の１頁をお開き下さい。

〔別冊、平成１５年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算第２号を説明〕
○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。１２番。

○１２番議員（橋場 守議員）工事の内容だけ教えてください。

○旭寿園長（田中 聡園長）施設暖房改修工事の増となっておりますが、当初の施設暖房改修工事はボイラー取替えですが、それに伴う附帯設備の空調関係の追加分でございます。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第６２号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

（公平委員の選任）

○議長（吉田好宏議長）。日程第１１、議案第６３号 公平委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）議案第６３号 公平委員会委員の選任について出ございますが、下記の者を公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法第９条第２項のい規程によって議会の同意を求めるものであります。提案の理由であります、現委員の工藤繁勝氏の任期満了、９月３０日によるものでありまして、長年ご苦労頂いた工藤繁勝さんにつきましては、ご勇退を頂きまして次の方をご提案申し上げたいと思います。

住所は、沼田町字東予１３６８番地、お名前は斎藤義夫氏、生年月日は昭和２０年８月７日生まれ、５８才であります。

提案の理由でありますけども、昭和３９年３月に、沼田高校を卒業されまして、

以来農業に従事され地域の中で非常に信頼、信望の高い方でありまして、平成7年から2期に渡って、沼田町土地改良区の理事を務められております。そうした経験、識見とも豊富な方でありまして公平委員として適任として選任をお願いしたいと思っておりますので、宜しくご同意を賜りたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略致したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略することに決しました。本案について採決致します。お諮り致します。議案第63号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

（教育委員会委員の任命）

○議長（吉田好宏議長）日程第12、同意第2号。教育委員会委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長） 同意第2号。教育委員会委員の任命についてでありますけれども、現委員の日暮茂男氏が15年9月30日をもって任期満了となりますので、下記の者を教育委員会の委員にしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって議会の同意を求めるものであります。

現在の日暮委員を引き続きお願いを申し上げたいというご提案でございます。住所は、沼田町北1条5丁目2番3号、お名前は日暮茂男、生年月日昭和21年4月29日生まれ、提案理由、略歴につきましては、昭和45年3月に北海道教育大学旭川分校を卒業され、45年の5月に幌加内町母子里の小学校を始めとして、沼田町にも恵比島小学校、沼田中学校、沼田小学校と歴任され、栗山で教頭を経験されております。平成9年3月に退職された後、大谷派の高台寺の副住職として就職され、13年4月に住職となり現在に至っているものであります。本町では、51年7月から63年の7月まで体育指導委員として活躍され、平成11年の10月から沼田町教育委員として1期を終えた訳であります。執権とも非常に素晴らしい方でありまして、難しい教育行政を担う教育委員として相応しい方という事でご提案を申し上げますので、ご同意を賜りたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略致したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略することに決しました。本案について採決致します。お諮り致します。同意第2号は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

15時35分 休憩

15時37分 再会

（議事日程の追加）

○議長（吉田好宏議長）再会いたします。議事日程の追加について、お諮り致します。

ただいま、請願第4号、畑作政策確立・畑作物価格決定に関する請願について1件の追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、請願第4号、畑作政策確立・畑作物価格決定に関する請願についてを日程に追加することに決しました。

（請願の審議）

○議長（吉田好宏議長）日程第13、請願第4号、畑作政策確立・畑作物価格決定に関する請願についてを議題と致します。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第4号は委員会付託を省略することに決しました。

直ちに審議に入ります。お諮り致します。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮り致します。請願第4号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本請願は、採択すべきものと決しました。ここで、暫時休憩します。

15時39分 休憩

15時40分 再会

（議事日程の追加）

○議長（吉田好宏議長）再会致します。議事日程の追加について、お諮り致します。

先に採択されました、請願などに伴う意見書（案）などが追加提出されました。この際、これを日程に追加し議題に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、意見案第7号、畑作政策確立・畑作物価格決定等に関する要望意見書（案）について、日程第15、意見案第8号、道路整備に関する意見書（案）について、日程第16、意見案第9号、北海道新幹線の建設促進を求める意見書（案）について、日程第17、意見案第10号、老人高額医療費償還払い制度の改善に関する意見書（案）について、日程第18、閉会中の所管事務調査の申し出について以上5件について、日程に追加することに決しました。

（意見案の審議）

○議長（吉田好宏議長）再会致します。日程第14、意見案第7号、畑作政策確立・畑作物価格決定等に関する要望意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが説明、質疑、討論を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。

意見案第7号を、採決いたします。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第15、意見案第8号、道路整備に関する意見書（案）

についてを議題と致します。ここで提案者より説明を求めるところですが説明・質疑・討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

○12番議員（橋場 守議員）議長、休憩願います。

○議長（吉田好宏議長）休憩いたします。

15時43分 休憩

15時43分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会致します。ほかにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。

意見案第8号を、採決いたします。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第16、意見案第9号、北海道新幹線の建設促進を求める意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。意見案第9号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第17、意見案第10号、老人高額医療費償還払い制度の改善に関する意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。意見案第10号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原

案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第18、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致します。お諮りいたします。本件は、産建民生常任委員会が調査終了まで閉会中の所管事務調査の申し出であります。説明を省略し、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本件は許可することになりました。

（ 閉 会 宣 言 ）

○議長（吉田好宏議長）お諮り致します。本定例会の会議に付議された案件は、すべて終了致しました。

よって、会議規則第8条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日で閉会することに決しました。

これにて、平成15年第3回沼田町議会定例会を閉会致します。大変ご苦労様でした。

15時47分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員